

## 第2次大阪府食育推進計画の概要

### 1

#### 基本方針

国が策定した食育推進基本計画では、食育の推進について、「国民が生涯にわたって健康で豊かな人間性を育むため、今こそ、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を国民運動として推進していかなければならない。」と定めています。

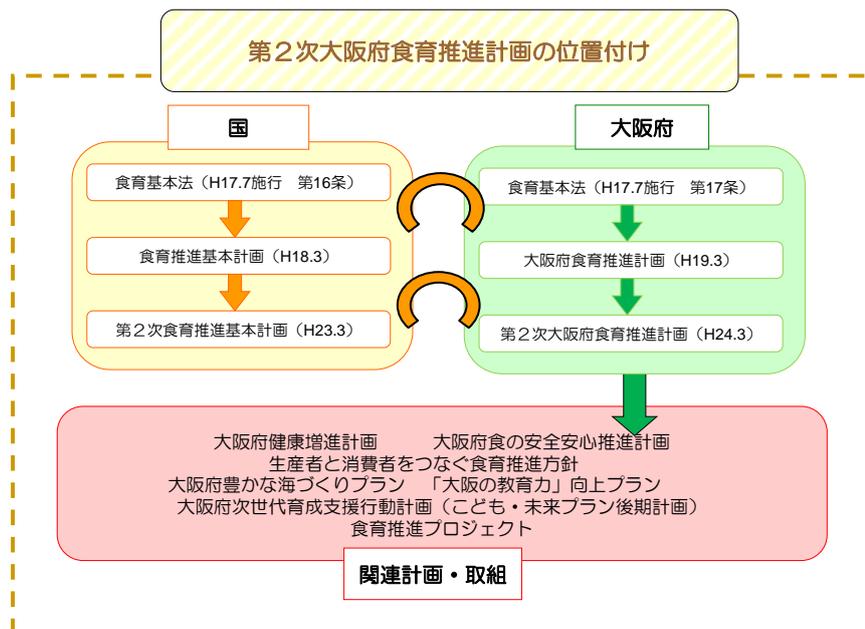
大阪府は、昔から食への関心が高く、「くだおれのまち」と称されてきました。平成19年3月に策定した大阪府食育推進計画（以下、第1次計画という）では、「大阪の歴史・伝統を活かし、府民一人ひとりが自らの意思で食育に取り組むとともに、府民が実践する食育を地域、教育機関、生産者、食品関連事業者など各団体等が支援し、食育を府民運動として推進すること」を基本方針としましたが、第2次大阪府食育推進計画（以下、第2次計画という）においても、この基本方針を継承します。

### 2

#### 計画の位置づけ

第1次計画に続き、第2次計画においても、食育基本法の目的・基本理念をふまえ、同法17条に基づく都道府県計画として位置付けます。

また、本計画の計画的・効率的な推進のため、「大阪府健康増進計画」や「大阪府食の安全安心推進計画」など、関係部局の計画等との連携を図ります。



## 3

## 計画の期間

計画期間は、平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 年間とします。[平成 29 年 2 月変更]

## 4

## コンセプト

## より一層の実践活動につなげる食育

大阪府では、平成 15 年度より、子どもの頃から健康的な生活習慣を身に付け、悪性新生物（がん）や心疾患などの生活習慣病を予防し、大阪府民の健康指標を改善するため、学校や保育所、家庭、地域、外食・流通産業、産地等が連携して、①野菜の摂取量を増やす、②若年者の朝食欠食をなくすことに重点を置いた総合的な食育を推進してきました。さらに、第 1 次計画では、食育を府民運動として推進することを基本方針に、さまざまな取組を行ってきました。その結果、食育に関する周知度は向上し、関心度も 90% 近い数字を保っています。

しかし、食育を実践している人の割合は 58% と、関心のある人の割合と比較すると低いことから、今後はこれまでの取組を基礎としつつ、府民がより一層、実践活動が行えるよう、食育を展開していく必要があると考えます。

## 食育の周知度・関心度・実践割合（大阪府）

	H18年度	H22年度	回 答
周知度	89%	95%	「言葉も意味も知っていた」 「言葉は知っていたが、意味は知らなかった」
関心度	89%	89%	「関心がある」 「どちらかといえば関心がある」
実践割合	58%	58%	「積極的にしている」 「できるだけするようにしている」

資料：「食育」に関するアンケート（大阪府）

## 【参考】食育の周知度・関心度（全国）

	H22年度
周知度	74.0%
関心度	70.5%

食育の現状と意識に関する調査（内閣府 H23.3）

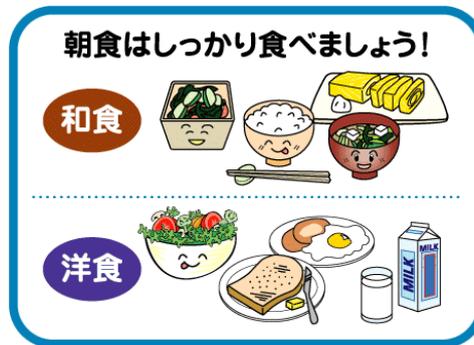
## 5

## 合言葉

大阪府では、国の動きに先駆けて、平成 15 年度より「野菜バリバリ朝食モリモリ」を合言葉に、子どもに重点をおいた食育を積極的に推進するとともに、府民への食についての正しい知識の普及に努めてきました。その結果、子どもの野菜の摂取量は増加傾向にあり、朝食を食べていない子どもの割合は全国平均を下回っています。（第 2 章参照）

しかし、大阪府が目標とする、「子ども（7～14 歳）野菜 1 日 300g、朝食欠食率 0%」には達していません。

第 2 次計画では、府民だれもが実践できるよう、より具体的な合言葉として「**野菜あと 100g、朝食で野菜を食べよう!**」を広く呼びかけ、食育を推進していきます。



## 1

## 大阪府の現状

大阪府では、ライフスタイルの変化、食の国際化と伝統食の変化、生活習慣病の増加、食の生産体験の希薄化、食の安全・安心への関心の高まりといった「食」をめぐる環境の変化の中で、府民一人ひとりが心身の健康を増進する健全な食生活を実践するため、第1次計画を策定し、「食育」を府民運動として推進してきました。5年間の計画期間を経て、大阪府における現状と課題は、次のようになっています。

## 1 健康分野の現状

## (1)大阪府の健康

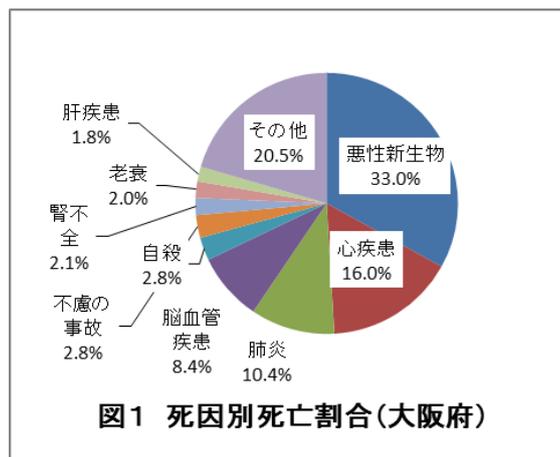
## ■ 死因別死亡割合・死亡数・死亡率

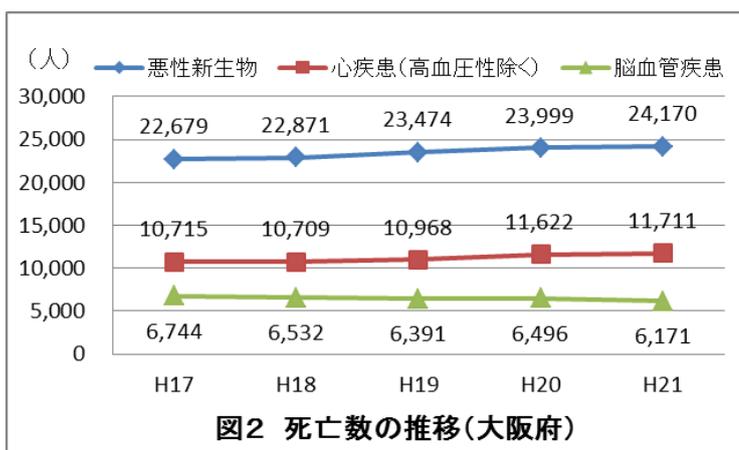
昭和30年代より、結核等の感染症に代わり、悪性新生物（がん）、心疾患、脳卒中等のいわゆる生活習慣病が死因順位の上位を占めています。平成21年においては、総死亡者数73,135人のうち、悪性新生物24,170人（33.0%）、心疾患11,711人（16.0%）、脳血管疾患6,171人（8.4%）と、総死亡者数の57.4%を占めています。（図1）

また、死亡数の推移をみると、脳血管疾患によるものが減少傾向にあるものの、悪性新生物、心疾患による死亡数は増加傾向にあり、悪性新生物による死亡率は全国よりも高い状況にあります。（図2・図3）

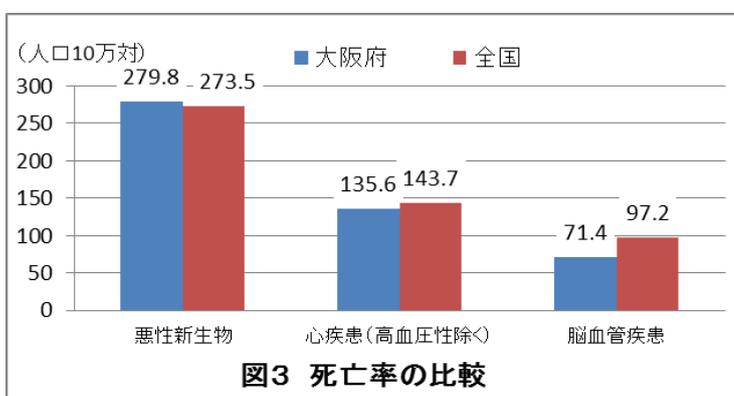
総死亡者数：73,135人

平成21年人口動態統計  
（厚生労働省）





人口動態統計（厚生労働省）

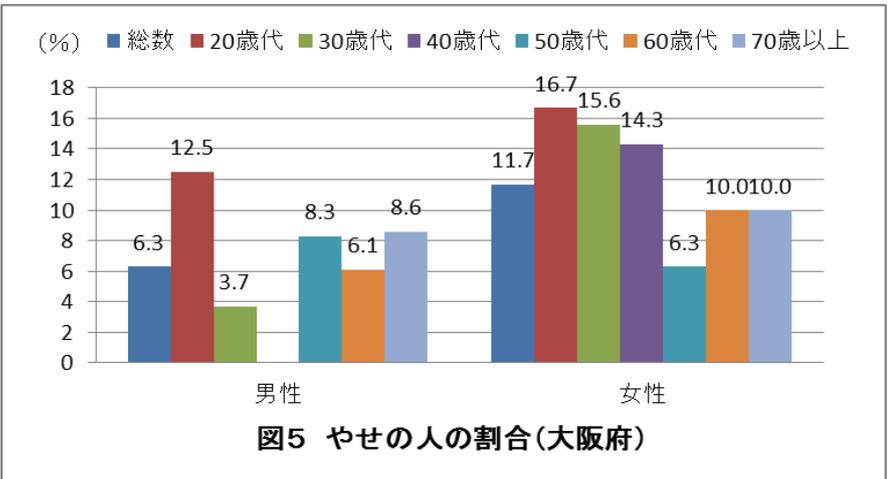
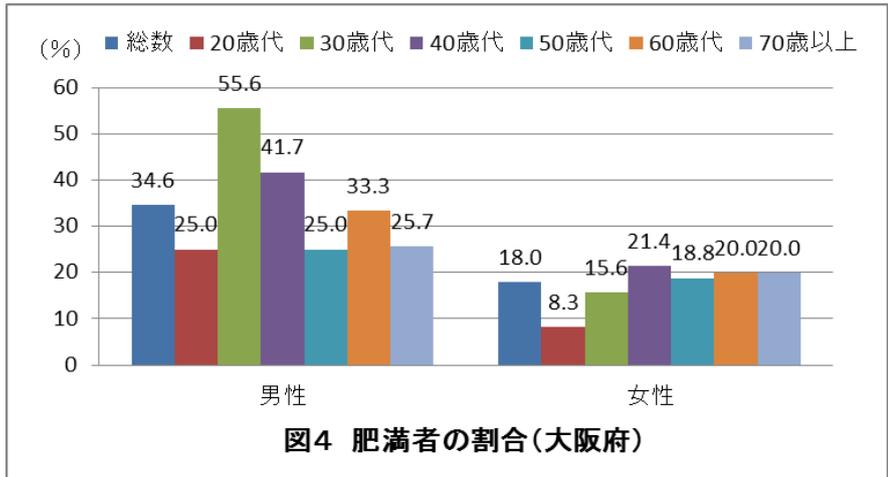


平成 21 年人口動態統計「都道府県別にみた死因別簡単分類別死亡率」  
（厚生労働省）

## ■ 肥満・やせの状況

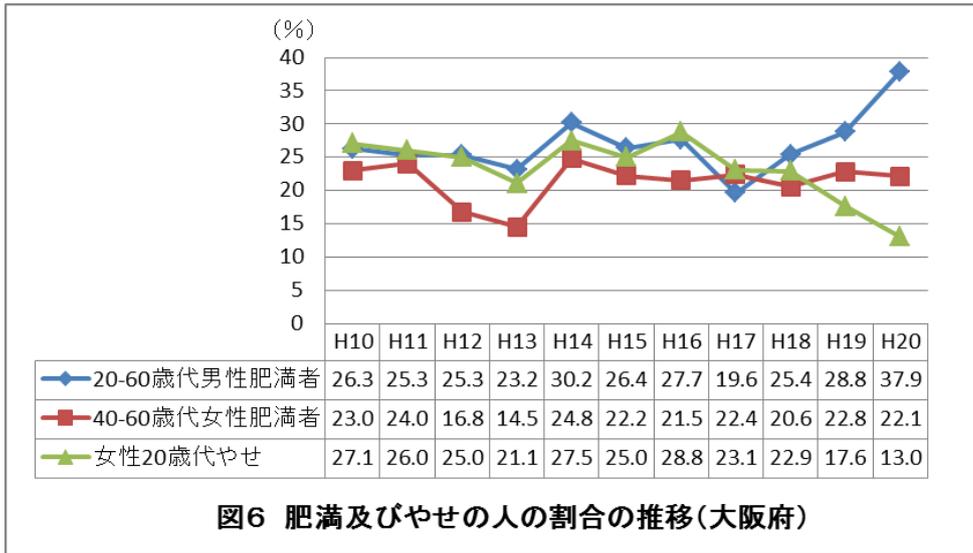
肥満者(BMI $\geq$ 25)の割合は、男性 34.6%、女性 18.0%であり、男性では 30 歳代(55.6%)が最も高く、次いで 40 歳代(41.7%)の順になっています。年次推移をみると、平成 10 年に比べ、20~60 歳代男性では、肥満者の割合は増加しており、40~60 歳代女性では、肥満者の割合は横ばいの状況にあります。(図 4・図 6)

一方、やせの人(BMI $<$ 18.5)の割合は、男性 6.3%、女性 11.7%であり、女性では、20 歳代(16.7%)及び 30 歳代(15.6%)でその割合が高くなっていますが、年次推移をみると、20 歳代女性では、やせの人の割合は減少しています。(図 5・図 6)



資料：平成 20 年大阪府民の健康・栄養状況（大阪府）

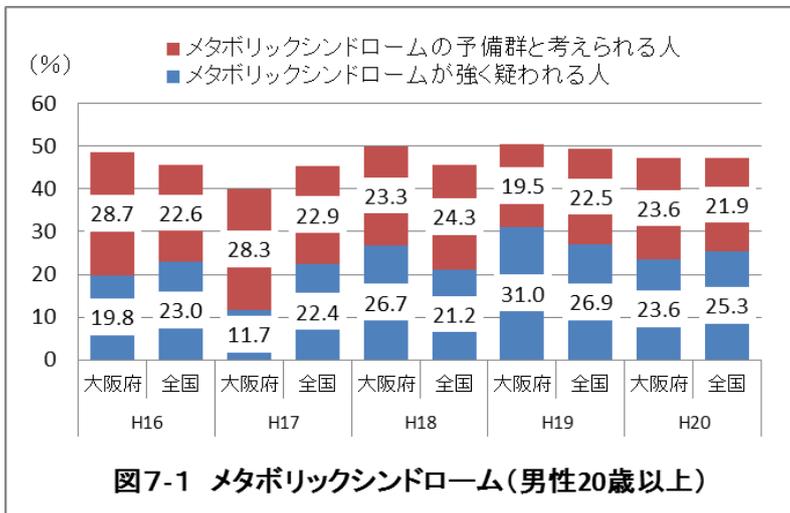
肥満度：BMI（Body Mass Index）を用いて判定  
 $BMI = \text{体重 (kg)} / (\text{身長 (m)})^2$  により算出  
 BMI < 18.5 低体重（やせ）  
 $18.5 \leq BMI < 25$  普通体重（正常）  
 BMI  $\geq 25$  肥満  
 （日本肥満学会肥満症診断基準検討委員会 2000 年）



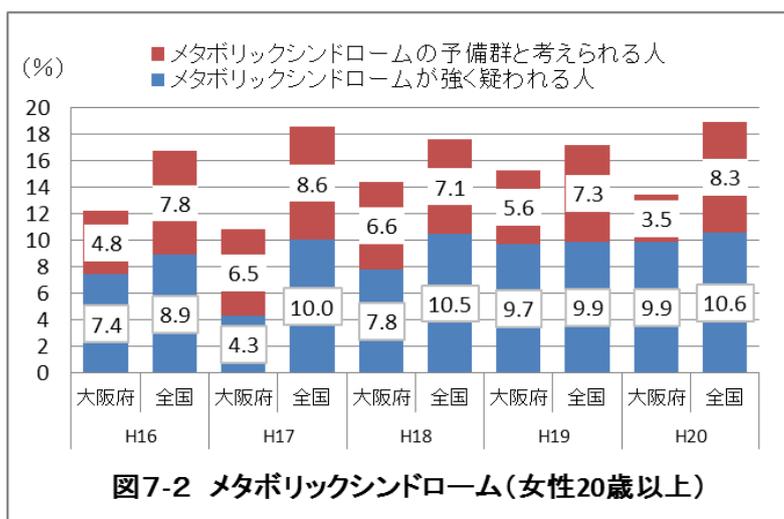
資料：平成 20 年大阪府民の健康・栄養状況（大阪府）

### ■ メタボリックシンドロームの状況

メタボリックシンドロームが強く疑われる、または、予備群と考えられる人の割合は、平成 20 年で男性 47.2%、女性 13.4%であり、全国と比較すると、男性ではほぼ同じ状況ですが、女性では低い傾向にあります。（図 7-1・7-2）



国民健康・栄養調査（厚生労働省）



国民健康・栄養調査（厚生労働省）

### “メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の疑い”の判定

#### メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が強く疑われる人

腹囲が男性 85cm、女性 90cm 以上で、3つの項目（血中脂質、血圧、血糖）のうち2つ以上の項目に該当する人

※“項目に該当する”とは、下記の「基準」を満たしている場合、かつ/または「服薬」がある場合とする。

#### メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予備群と考えられる人

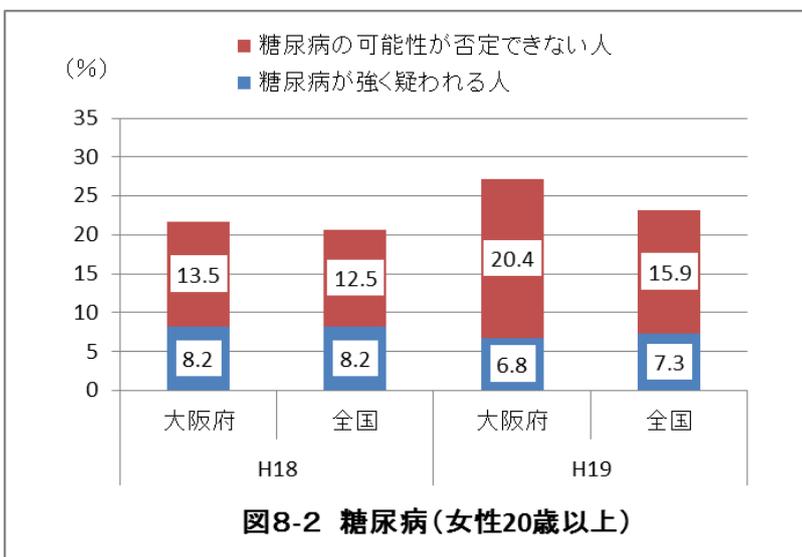
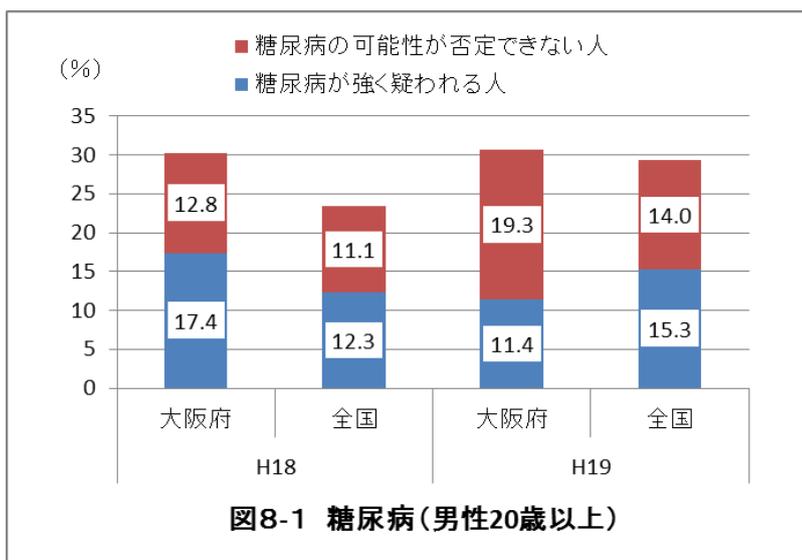
腹囲が男性 85cm、女性 90cm 以上で、3つの項目（血中脂質、血圧、血糖）のうち1つに該当する人

腹囲：腹囲（ウエスト周囲径） 男性：85cm 以上 女性 90cm 以上

項目	血中脂質	血圧	血糖
<b>基準</b>	HDL コレステロール値 40 mg/dl 未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>収縮期血圧値 130 mm Hg 以上</li> <li>拡張期血圧値 85 mm Hg 以上</li> </ul>	ヘモグロビン A1c 値 5.5% 以上
<b>服薬</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コレステロールを下げる薬服用</li> <li>中性脂肪を下げる薬服用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>血圧を下げる薬服用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>血糖を下げる薬服用</li> <li>インスリン注射使用</li> </ul>

### ■ 糖尿病の状況

糖尿病が強く疑われる人、または、糖尿病の可能性を否定できない人の割合は、平成 19 年で男性 30.7%、女性 27.2%であり、全国と比較すると、男性、女性ともに高い状況にあります。（図 8-1・8-2）



国民健康・栄養調査（厚生労働省）

**「糖尿病が強く疑われる人」、「糖尿病の可能性が否定できない人」の判定**

① 糖尿病が強く疑われる人

ヘモグロビンA1cの値が6.1%以上、または、質問票で「現在糖尿病の治療を受けている」と答えた人

② 糖尿病の可能性が否定できない人

ヘモグロビンA1cの値が5.6%以上、6.1%未満で①以外の人

## (2) 栄養・食生活

### ■ 野菜摂取量

第1次計画で数値目標を設定した、7～14歳の野菜摂取量は、224g（平成19年～21年平均・大阪市を除く）であり、第1次計画策定時と比較し、増加傾向にあります。増加傾向にはありますが、同年代の全国平均よりも少なく、目標値の300gには達していません。（図9）

成人では、244.7gであり、成人の摂取量も子どもと同様に、全国平均よりも少なく、年次推移をみると横ばいの状況にあり、「健康日本21」の目標値である350gに達していません。（図10）

また、性・年齢階級別にみると、男性、女性とも30歳代の摂取量が最も少なくなっています。（図11-1・11-2）

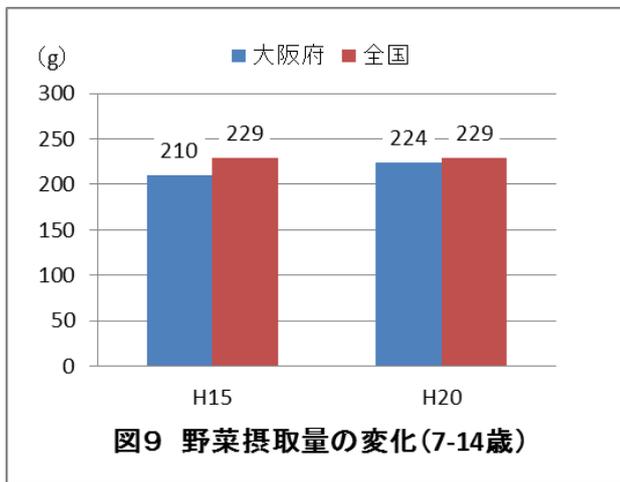


図9 野菜摂取量の変化(7-14歳)

国民健康・栄養調査（厚生労働省）

※大阪府のデータは、平成14-16年、平成19-21年の3年平均

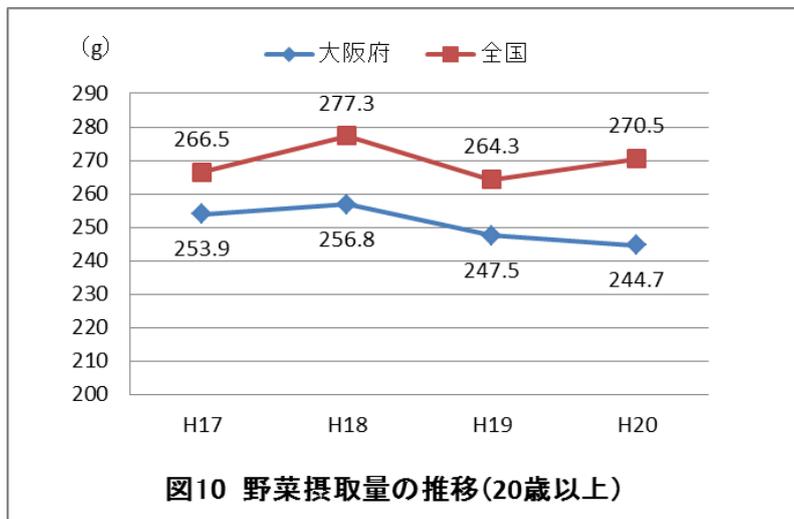
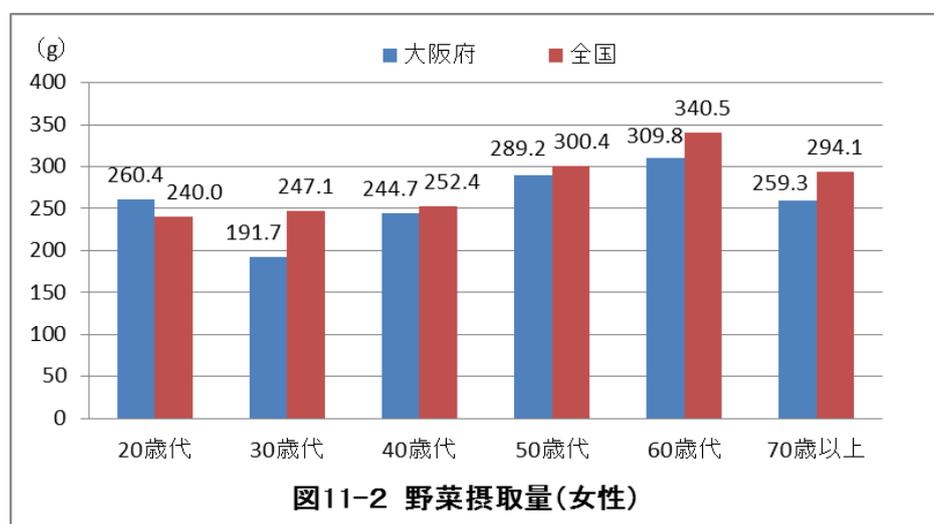
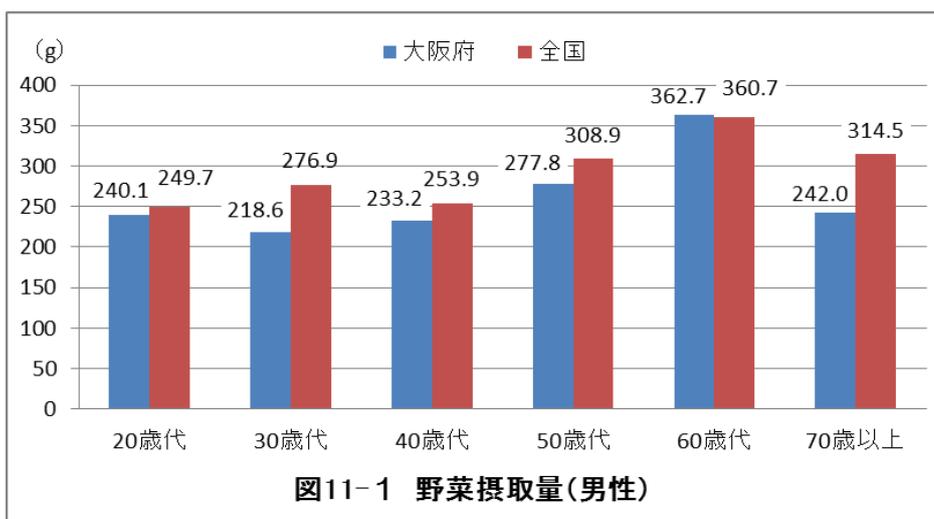


図10 野菜摂取量の推移(20歳以上)

国民健康・栄養調査（厚生労働省）



平成 20 年国民健康・栄養調査（厚生労働省）

### ■ 朝食欠食率

第1次計画で数値目標を設定した、7～14歳の朝食欠食率は、5.3%（平成19年～21年平均・大阪市を除く）であり、全国平均と比較し、低くなっていますが、目標値の0%には達していません。（図12）

1歳以上の欠食率は、男性15.4%、女性13.7%であり、年次推移をみると、欠食率は増加傾向にあります。（図13-1・13-2）

また、性・年齢階級別にみると、20歳代男性の欠食率（40.0%）が最も高くなっています。（図14-1・14-2）

一方、7～14歳の欠食者の中でも、朝食で何も食べていない、または食事をドリンク剤等で済ませている人の割合は、1.4%であり、年次推移をみると減少傾向にあります。（図15）

- ※国民健康・栄養調査での「欠食」は、下記の3つの場合です。
- ・菓子、果物、乳製品、嗜好飲料などの食品のみを食べた場合
  - ・錠剤などによる栄養素の補給、栄養ドリンク剤のみの場合
  - ・食事をしなかった場合

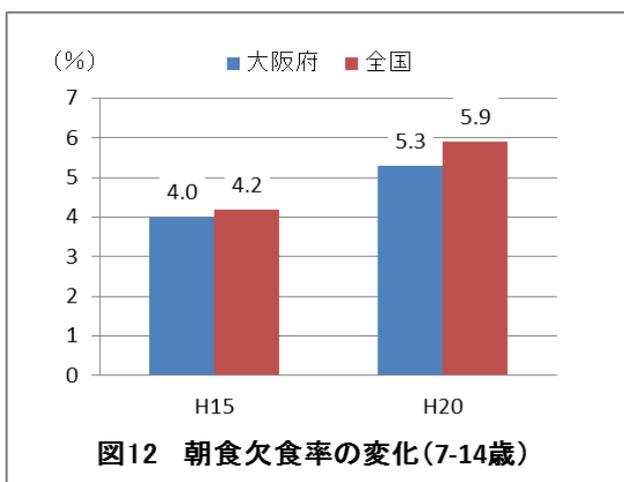


図12 朝食欠食率の変化(7-14歳)

国民健康・栄養調査（厚生労働省）

※大阪府のデータは、平成 14-16 年、平成 19-21 年の 3 年平均

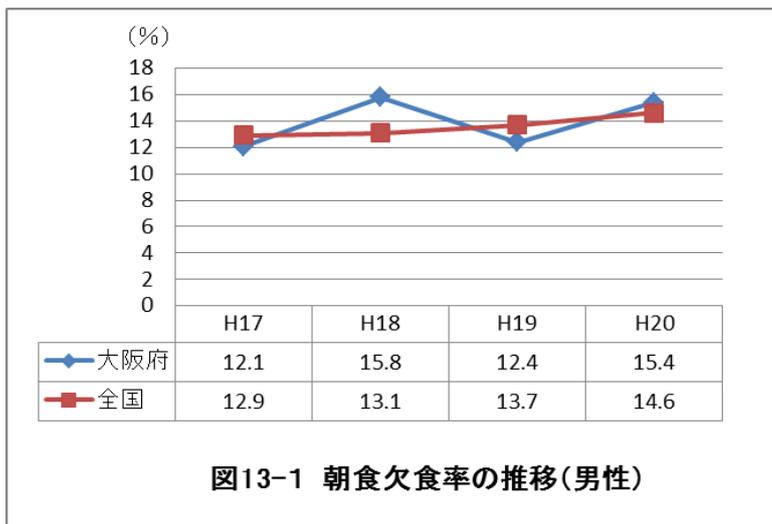


図13-1 朝食欠食率の推移(男性)

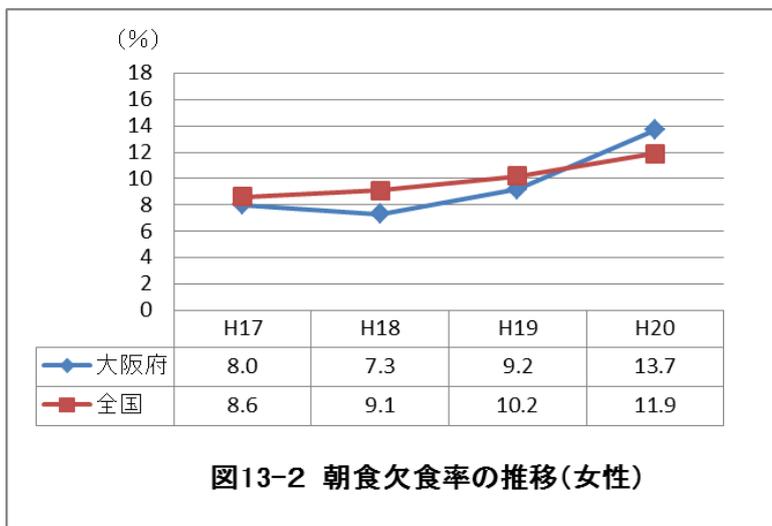
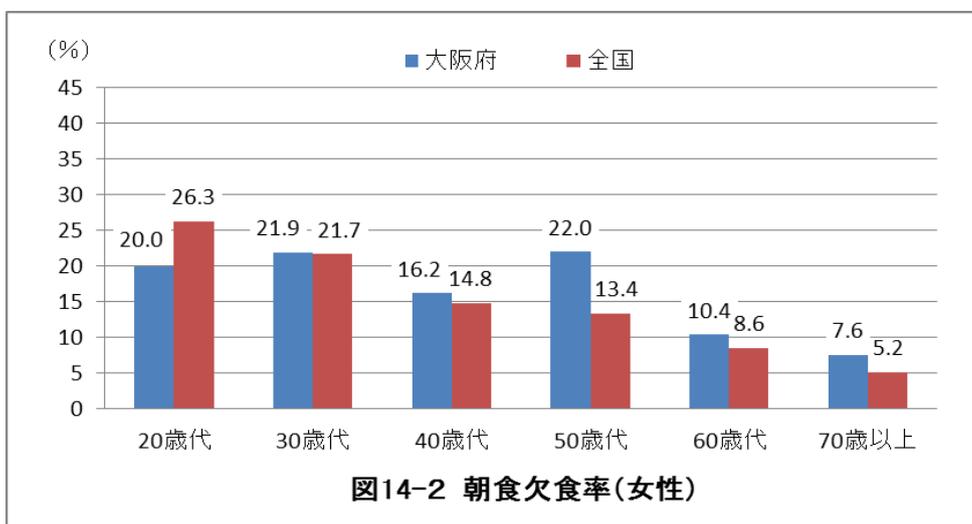
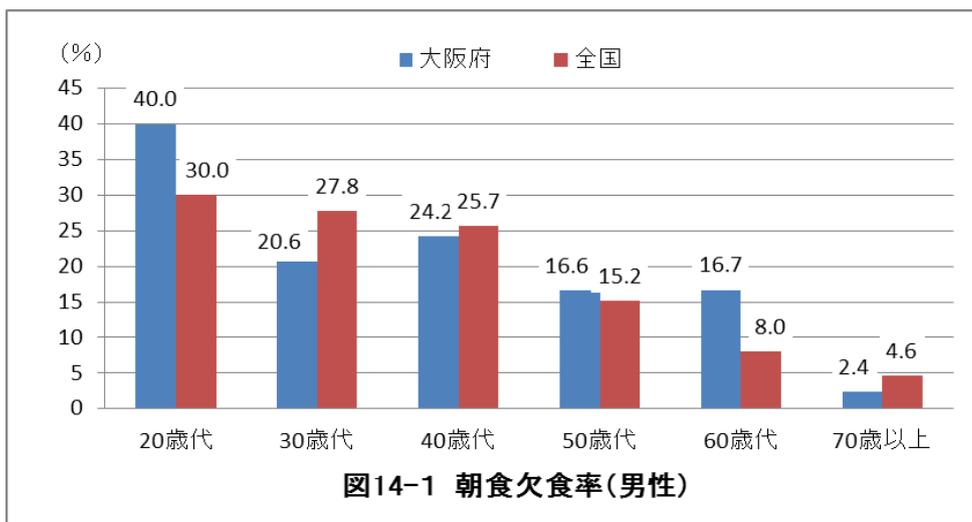
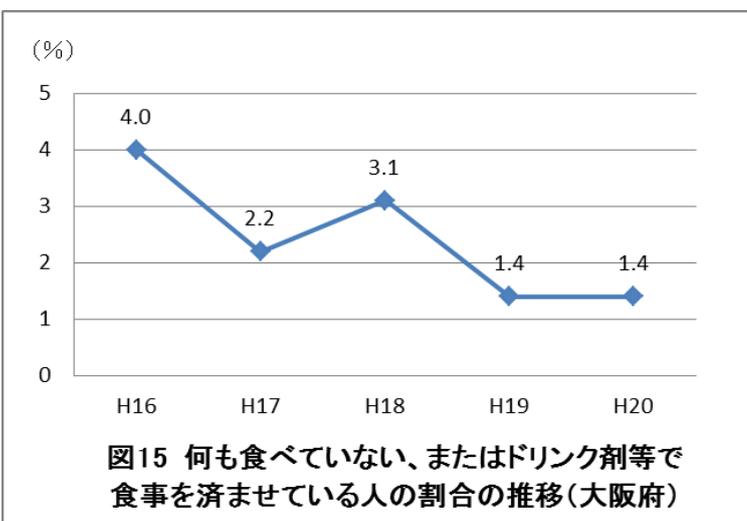


図13-2 朝食欠食率の推移(女性)

国民健康・栄養調査（厚生労働省）



資料：平成 20 年国民健康・栄養調査（厚生労働省）  
平成 20 年大阪府民の健康・栄養状況（大阪府）



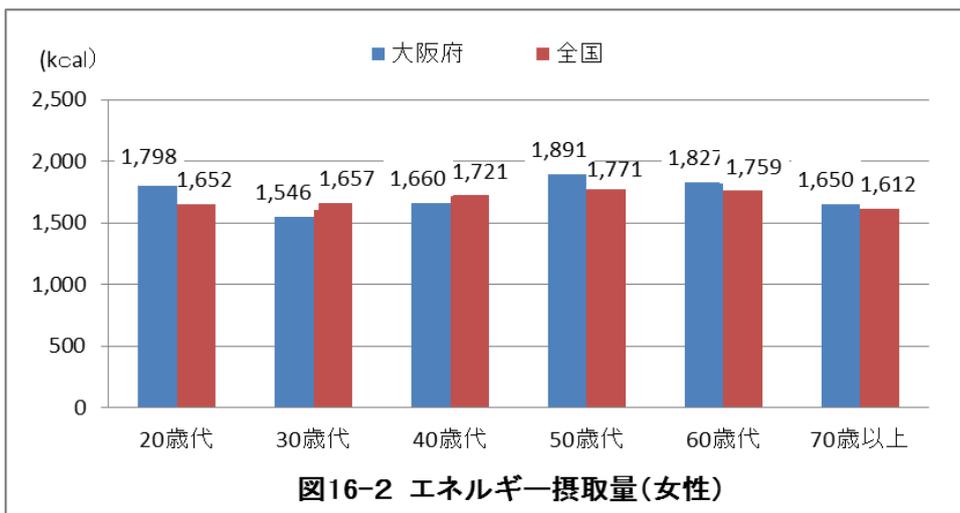
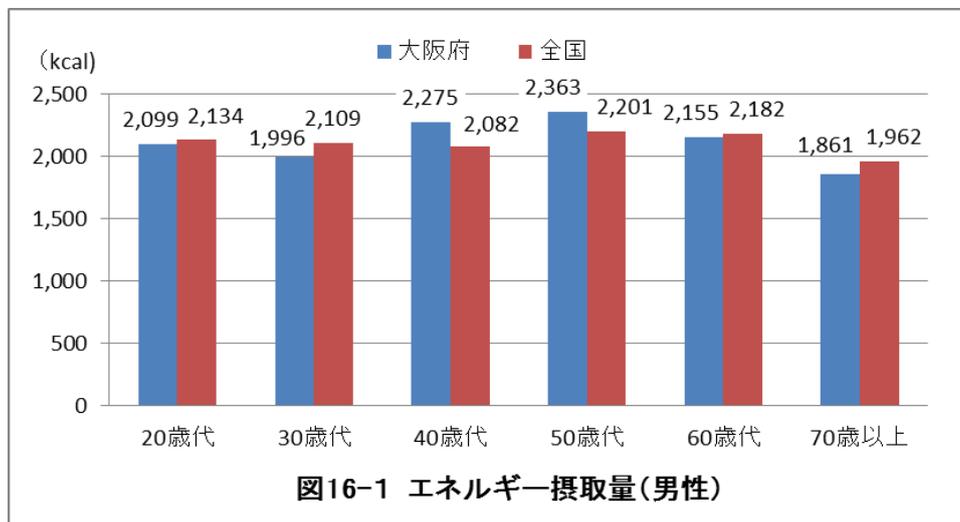
国民健康・栄養調査（厚生労働省）  
※各年次の前後年次を加えた3年平均

## ■ 摂取エネルギーに占める脂肪の割合

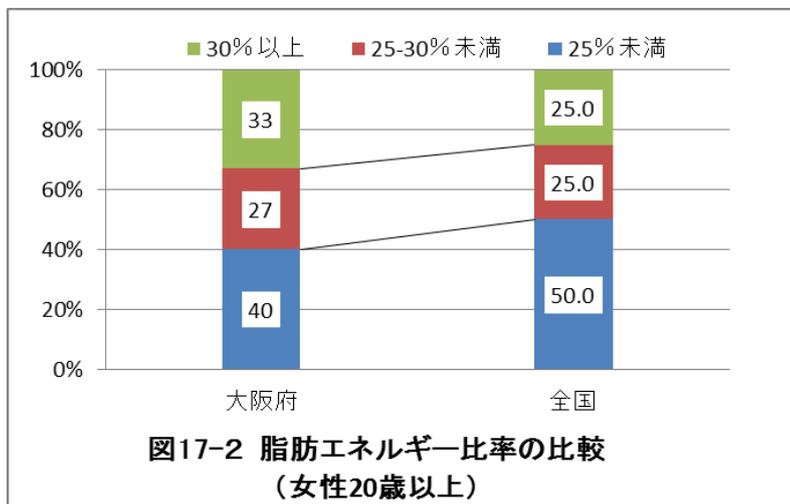
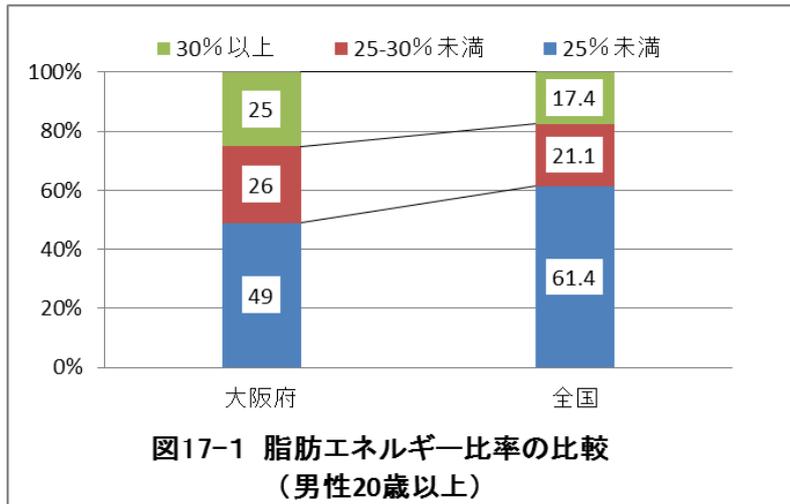
エネルギー摂取量は、日本人の食事摂取基準 2010 年版に示された推定必要エネルギー量（身体活動レベルⅠ）をほぼ満たしていますが、50 歳代男性、20 歳代及び 50 歳以降の女性では、上回っています。（図 16-1・16-2）

脂肪エネルギー比率が 30%以上の人の割合は、成人男性 25%、成人女性 33%であり、全国と比較し、男性、女性とも高い状況にあります。（図 17-1・17-2）また、性・年齢階級別にみると、男性、女性とも 30～50 歳代で日本人の食事摂取基準 2010 年版に示された目標量を上回っています。（図 18-1・18-2）

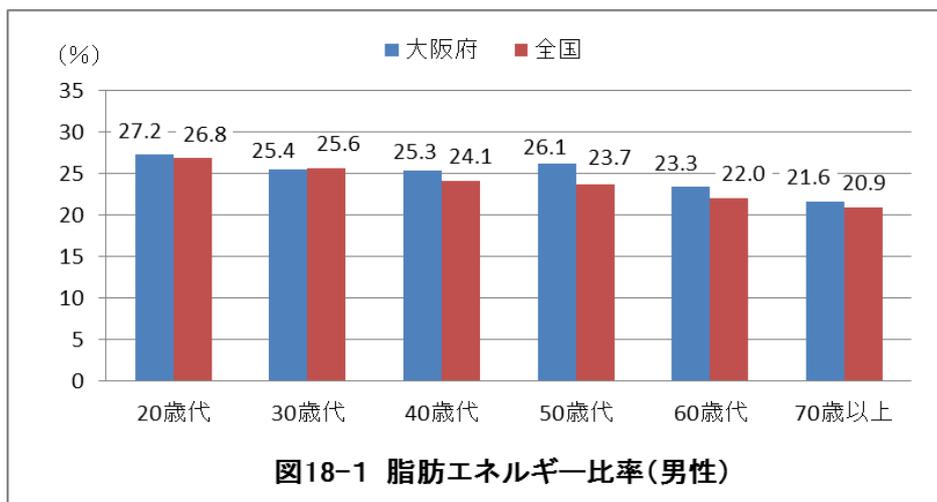
年次推移をみると、脂肪エネルギー比率が 30%以上の人の割合は、横ばいの状況にあります。（図 19）



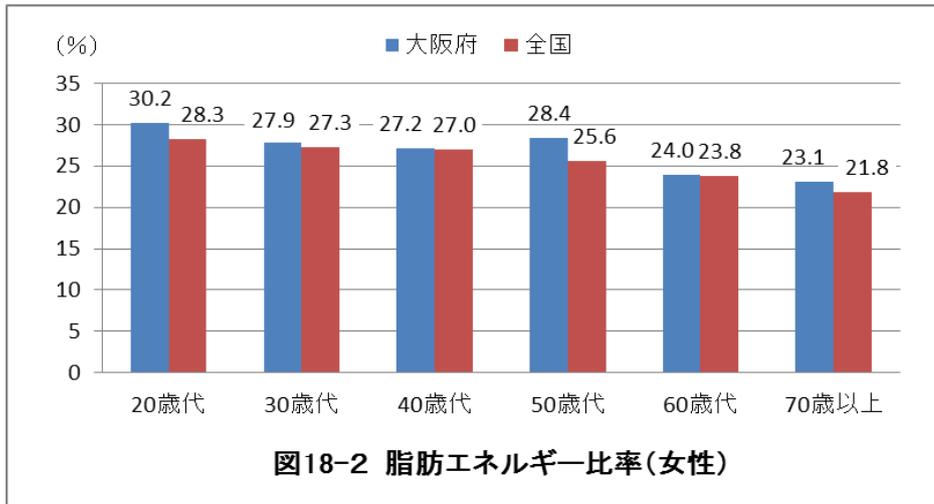
平成 20 年国民健康・栄養調査（厚生労働省）



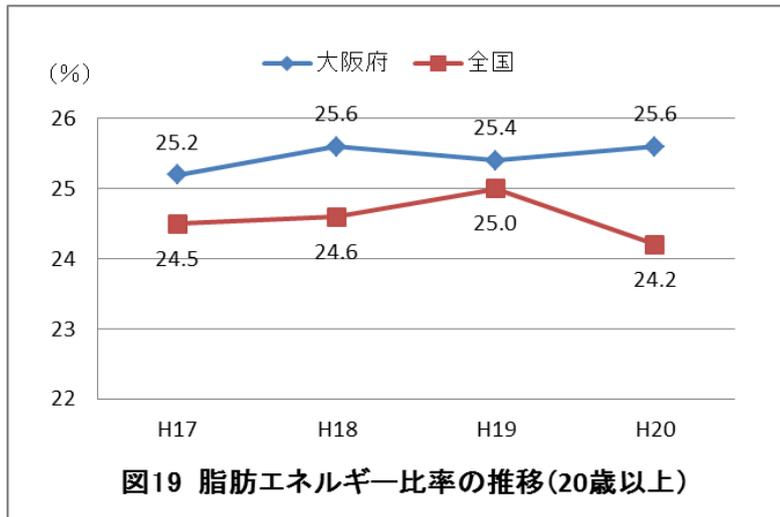
資料：平成 20 年国民健康・栄養調査（厚生労働省）  
平成 20 年大阪府民の健康・栄養状況（大阪府）



平成 20 年国民健康・栄養調査（厚生労働省）



平成 20 年国民健康・栄養調査（厚生労働省）

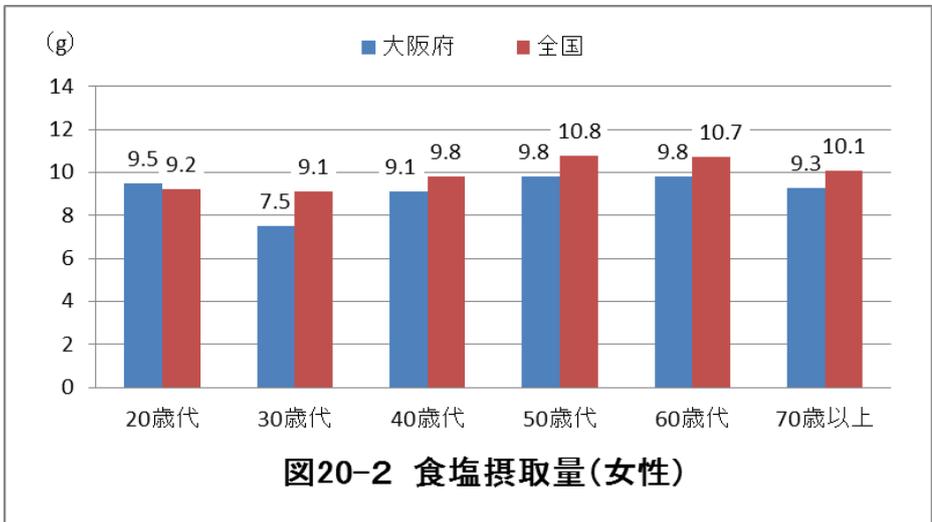
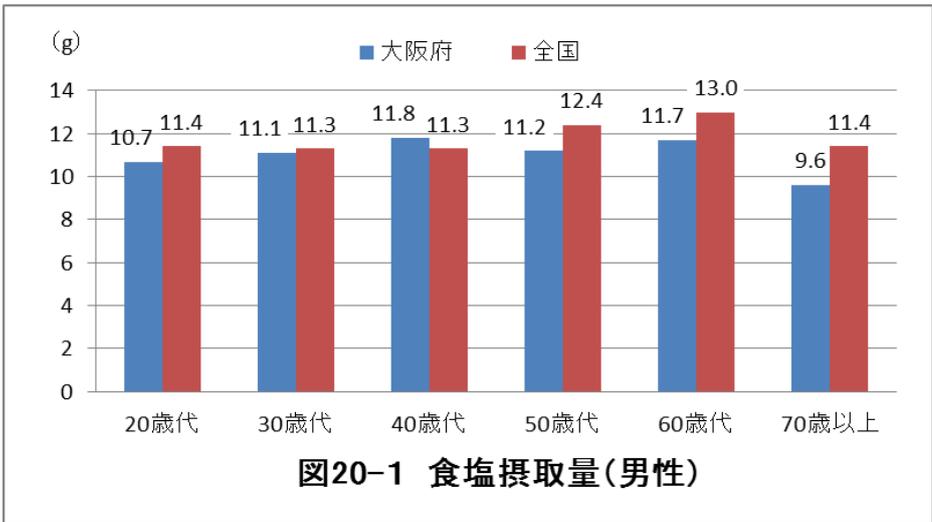


国民健康・栄養調査（厚生労働省）

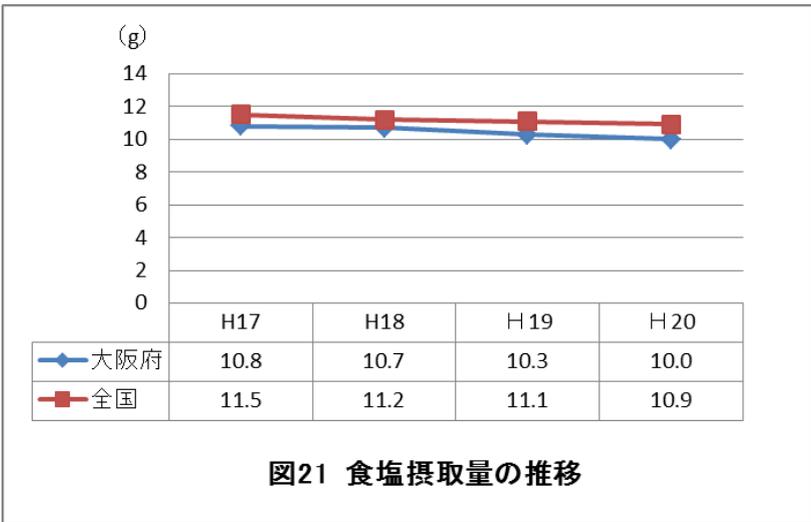
## ■ 食塩摂取量

食塩摂取量は、成人男性 11.0g、成人女性 9.2g であり、日本人の食事摂取基準 2010 年版に示された食塩の摂取目標量である、男性 9g 未満、女性 7.5g 未満には達していません。（図 20-1・20-2）

年次推移をみると、男性、女性とも減少傾向にあり、全国よりも摂取量は少なくなっていますが、性・年齢階級別にみると、40 歳代男性及び 20 歳代女性で全国よりも摂取量は多くなっています。（図 21）



平成 20 年国民健康・栄養調査（厚生労働省）



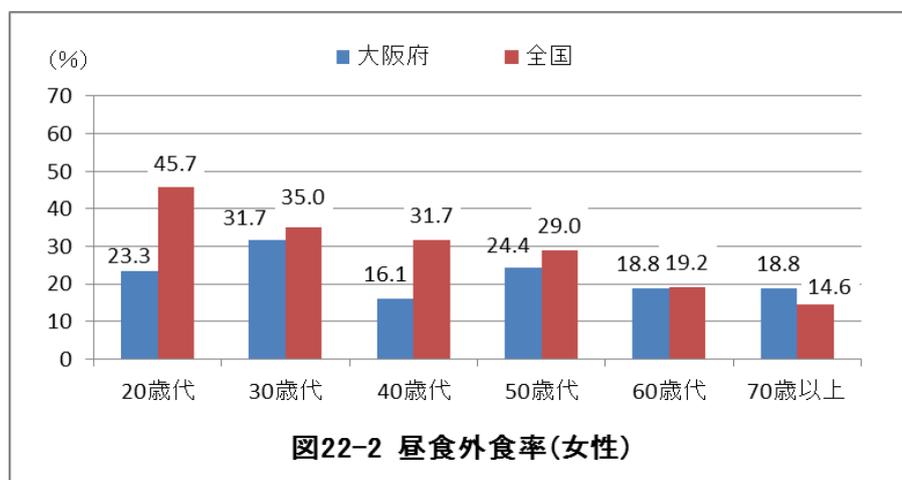
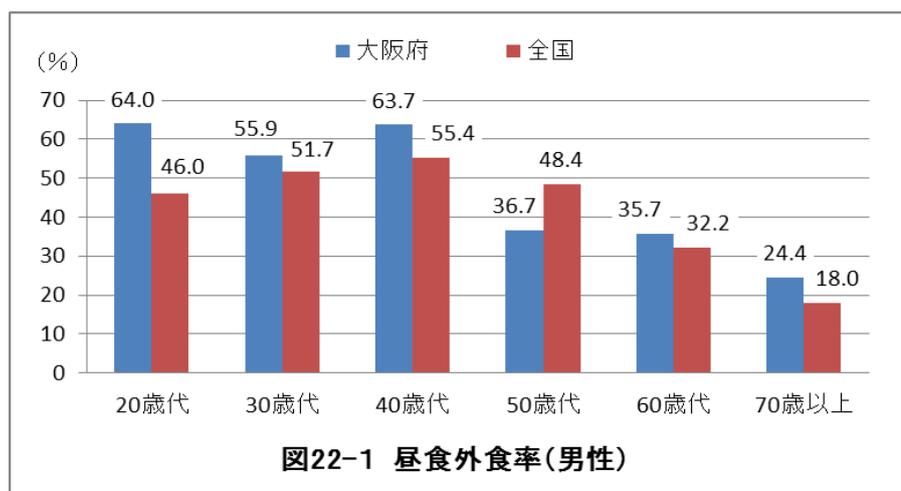
国民健康・栄養調査（厚生労働省）

## ■ 昼食外食率

昼食外食率は、20～40歳代男性で全国に比べ高く、これらの年代の過半数が、外食または中食（弁当などの調理済みの食品を買って持ち帰り、職場や家庭などで食べること）で昼食をとっています。（図 22-1）

年次推移をみると、全国及び大阪府ともに昼食外食率は低くなっていますが、約3人に1人が、外食または中食で昼食をとっています。（図 23）

また、大阪府では、全国と比較し、60～70歳代男性及び70歳代女性の外食率も高くなっています。（図 22-1・22-2）



平成 20 年国民健康・栄養調査（厚生労働省）

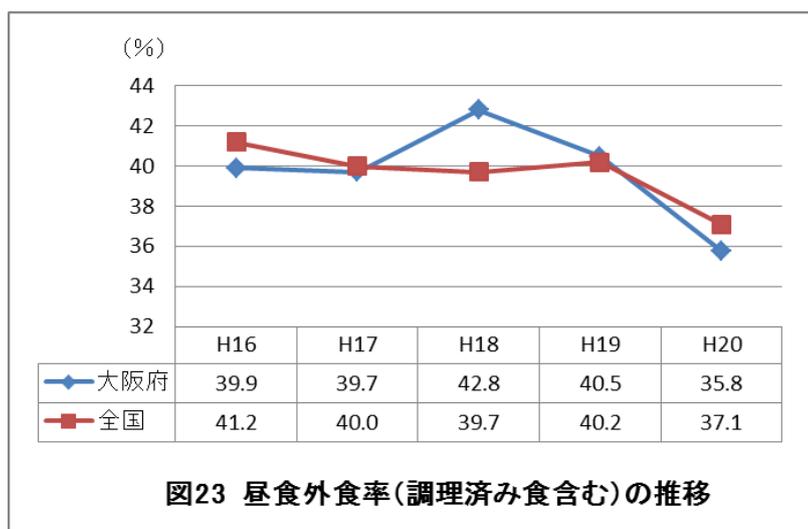


図23 昼食外食率(調理済み食含む)の推移

国民健康・栄養調査(厚生労働省)

### (3) 歯と口の健康づくり

#### ■ 児童の歯と口の状況

(社)大阪府学校歯科医会が、大阪府教育委員会及び市町村教育委員会の協力を得て実施した平成22年度の調査では、小学6年生までにう蝕(むし歯)になったことがある児童の割合は、33.8%と、平成20年度と比較し、改善傾向にあります。

一方、歯肉や歯列・咬合の状態について、定期的な観察や検査が必要な児童の割合に大きな変化はみられません。(図24)

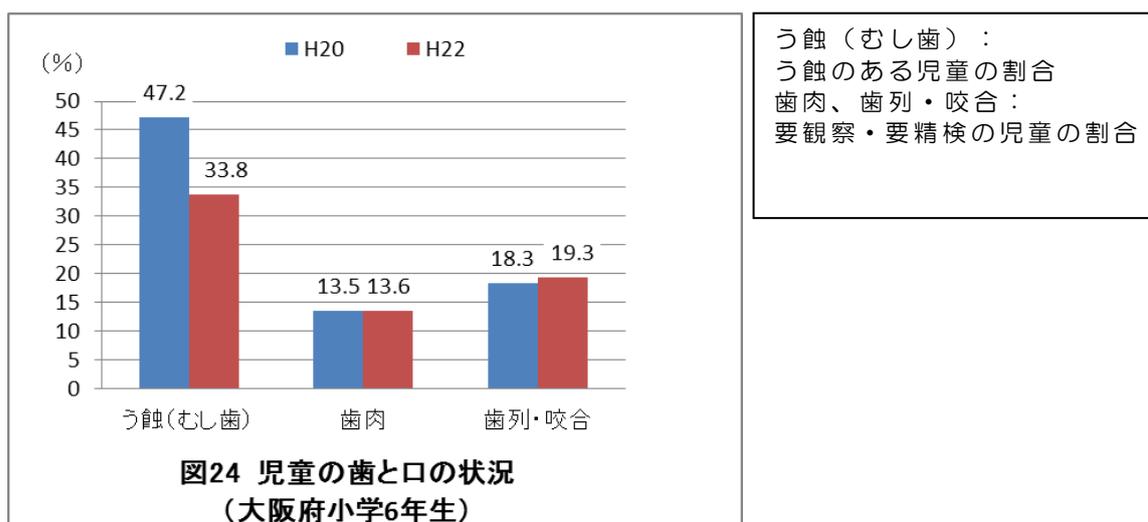


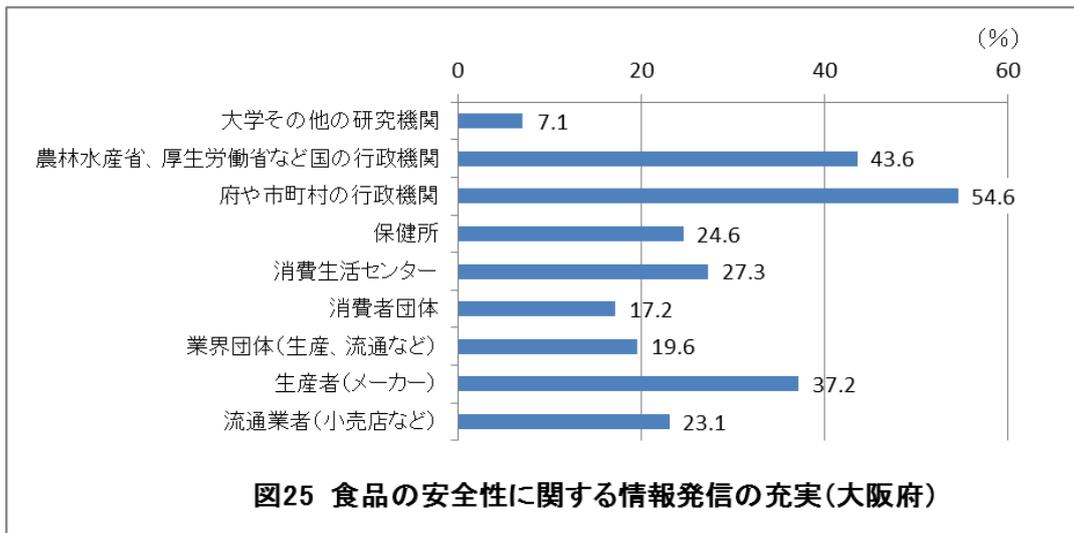
図24 児童の歯と口の状況  
(大阪府小学6年生)

(社)大阪府学校歯科医会調べ

#### (4)食の安全安心

##### ■ 食に関する正しい情報の選択

平成 19 年 9 月に実施した府民意識調査で、「食の安全性についてどこからの情報発信を充実させればよいか」との質問に対し、「府や市町村の行政機関」と答えた人の割合（54.6%）が最も高く、次いで、「農林水産省、厚生労働省など国の行政機関」（43.6%）という結果になりました。このことから、食の安全性に関する情報の充実については、特に行政機関に期待する人が多いことがわかりました。（図 25）



平成 19 年府民意識調査（大阪府）「食の安全安心について」

##### ■ 食の安全安心に関する意識

第 1 次計画を策定した平成 19 年は、食品の偽装表示が相次いで発覚したこともあり、「安心」を感じている府民の割合よりも、「不安」を感じている府民の割合の方が非常に高い状況でした。

しかし、平成 22 年 1 月には、調査開始以降初めて、「安心」の割合が「不安」の割合を上回り、平成 23 年 10 月の結果では、「安全安心だと思う」「おおむね安全安心だと思う」と答えた人の割合は 56.2%で、「不安」に感じている人の割合（37.5%）を大きく超えています。（図 26）

また、「安全安心だと思う」理由では、「生産者・販売者など事業者を信頼しているから」という理由の割合が、特に増加しています。

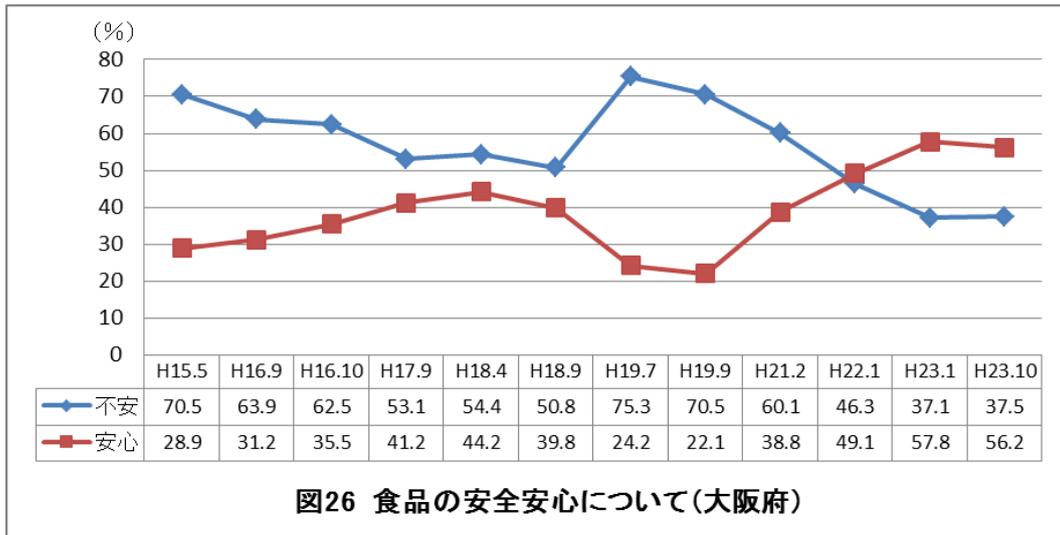


図26 食品の安全安心について(大阪府)

府民意識調査・Q ネットアンケート（大阪府）

## 2 生産分野の現状

### ■ 農業就業人口と耕地面積

大阪府の農業就業人口及び耕地面積は、減少傾向にあり、平成 22 年では、農業就業人口は 17,863 人、耕地面積は 13,900ha となりました。（図 27）

また、農業者の高齢化、担い手の不足が顕著となっており、農業生産は漸減傾向となっています。

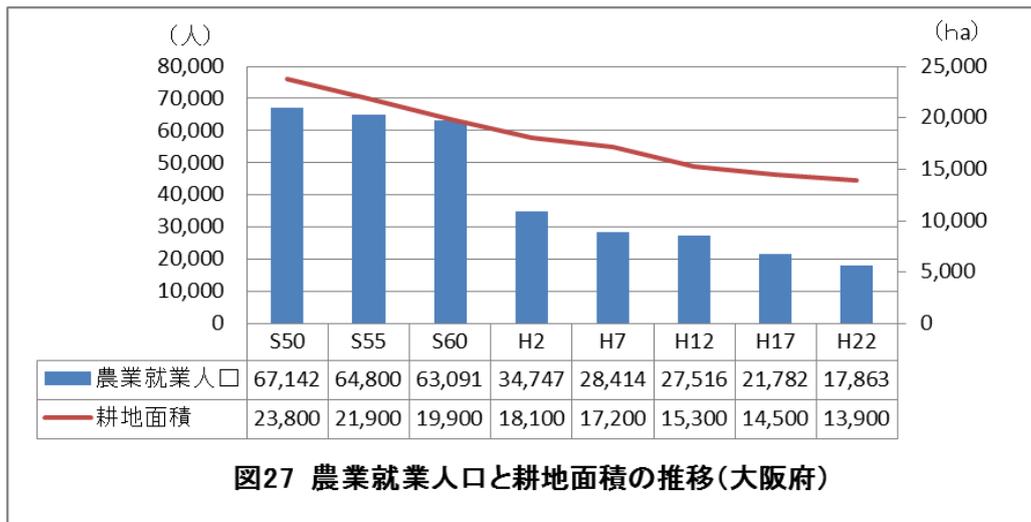


図27 農業就業人口と耕地面積の推移(大阪府)

資料：平成 17 年度大阪府農林水産業の年次動向報告書（大阪府）

2010 年世界農林業センサス・平成 22 年耕地及び作付面積統計（農林水産省）

### ■ 府内農産物直売所の現状

府内の農産物直売所数は、第 1 次計画策定時以降増加しており、平成 22 年度では、145 か所となっています。（図 28）直売所には消費者が新鮮な生産物を求めて多数訪れており、消費者と生産者を直接つなぐ経路が確保されてきました。

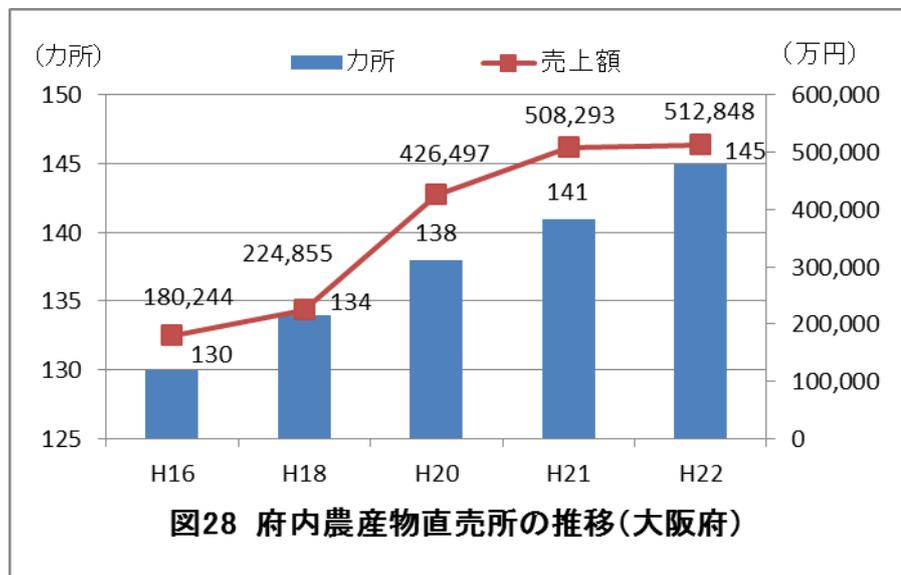


図28 府内農産物直売所の推移(大阪府)

大阪府農政室調べ



## ■ 学校給食の場を活用した農業理解の促進

大阪産農林水産物は、主に府内の卸売市場等に出荷され流通していますが、農産物直売所や量販店などに直接出荷する農業者も増えつつあります。この流通機能を活かし、学校給食等での大阪産農産物の利用も行われています。

学校給食における大阪産農産物の利用は、平成 19 年度では、重量ベースで米 17%、野菜 3%、果樹 5%、全量で 7%となっています。(表 2)

大阪産農林水産物を学校給食で利用することは、府内の農林水産物がどの地域でどのように生産されているかを学ぶことができる「生きた教材」であり、学校給食の機会をとらえ、大阪の農産物についての出張講座にも取り組むなど、大阪農業の理解促進に努めています。

表 2 学校給食での地産地消の現状(大阪府)

	H18年度	H19年度
利用がある市町村の割合	95% (41市町村)	81% (35市町村)

		H18年度	H19年度
府内全体での 農産物利用割合 (重量ベース)	全量	6%	7%
	米	16%	17%
	野菜	3%	3%
	果樹	5%	5%

大阪府農政室調べ

### 3 教育保育分野の現状

#### (1) 学校

##### ■ 小学校・中学校における学校給食実施状況

平成 22 年度における大阪府の学校給食実施率は、小学校で 100%、中学校で 10.5%となっています。(表 3) 中学校給食の実施率は全国平均が 85.5%(H21 年度)であり、大阪府の中学校給食の実施率は、極めて低い状況にあります。

表 3 完全給食実施学校(大阪府 政令・中核市含む)

	H17年度	H22年度
小学校	100% (1,027校)	100% (1,019校)
中学校	10.1% (47校)	10.5% (49校)

H17 年度：平成 17 年度学校給食基本調査 (H17.5.1)

H22 年度：平成 22 年度学校給食基本調査 (速報版) (H22.5.1)  
(文部科学省)

##### ■ 小学生・中学生の朝食摂取状況

全国学力・学習調査によると、朝食の摂取状況は、全国、大阪府とも小学 6 年生よりも中学 3 年生の方が低く、大阪府では、小学生、中学生とも全国よりも低い傾向にあります。(表 4-1・4-2)

また、平成 18 年度の調査では、小学校において、学年が上がるにつれて、朝食を食べない児童が増加する傾向にあります。(図 30)

表 4-1 朝食摂取状況 (小学 6 年生)

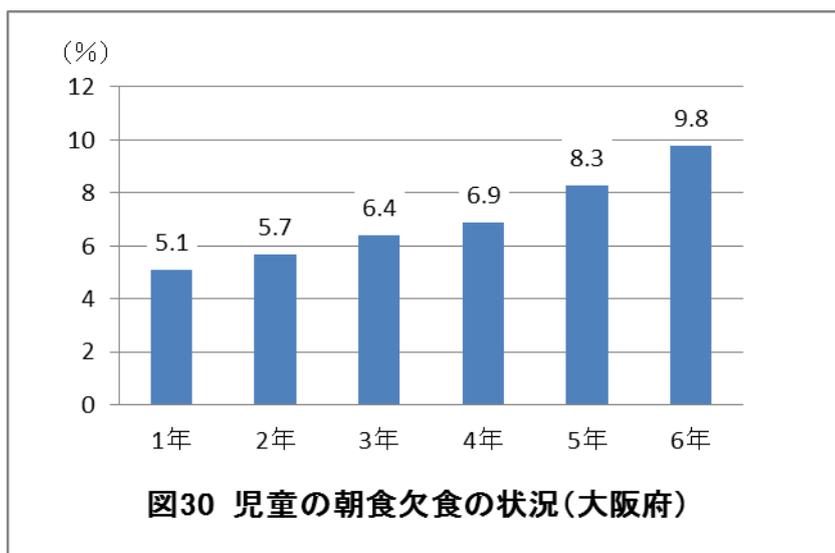
	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
大阪府	92.5%	92.7%	93.8%	94.8%
全国	95.2%	95.4%	96.0%	96.4%

表 4-2 朝食摂取状況 (中学 3 年生)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
大阪府	86.4%	86.5%	87.4%	89.1%
全国	91.6%	91.9%	92.4%	93.3%

全国学力・学習調査 (文部科学省)

朝食を毎日食べている・どちらかといえば毎日食べているの合計



平成 18 年度こどもの健康調査  
 (大阪府教育委員会・大阪市教育委員会・大阪府医師会学校医師会)

### ■ 栄養教諭の配置促進状況

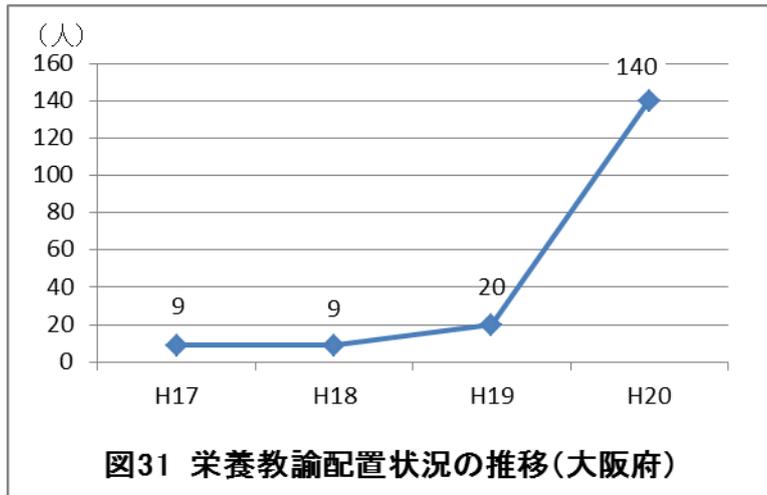
平成 22 年度における栄養教諭の配置状況は、小学校で 348 名、中学校で 12 名、特別支援学校で 25 名、教育委員会で 1 名、計 386 名となっています。  
 (表 5)

表 5 栄養教諭配置状況(大阪府 政令・中核市含む)

	H21年度	H22年度
小学校 (配置率)	244人 (24%)	348人 (34%)
中学校 (配置率)	7人 (19%)	12人 (24%)
特別支援学校 (配置率)	18人 (53%)	25人 (66%)

H21 年度：平成 21 年度学校給食基本調査 (H21.5.1)

H22 年度：平成 22 年度学校給食基本調査 (速報版) (H22.5.1) (文部科学省)



大阪府教育委員会調べ

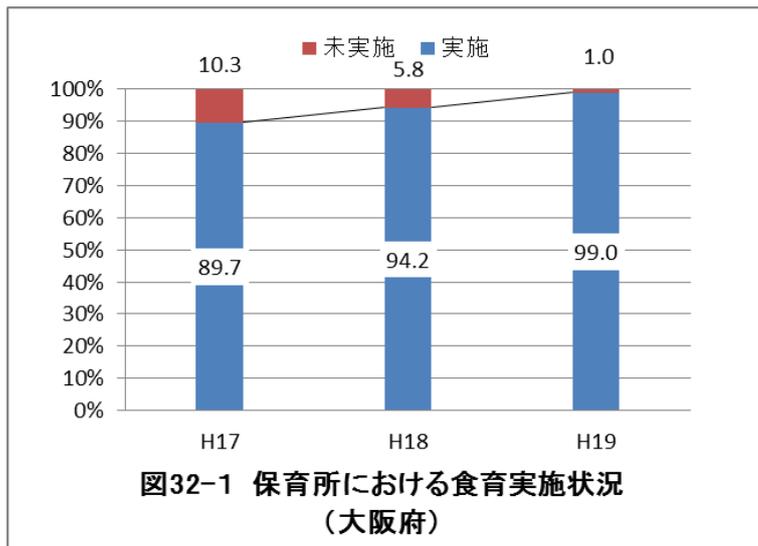
## (2) 保育所

### ■ 大阪府内の保育所の取組

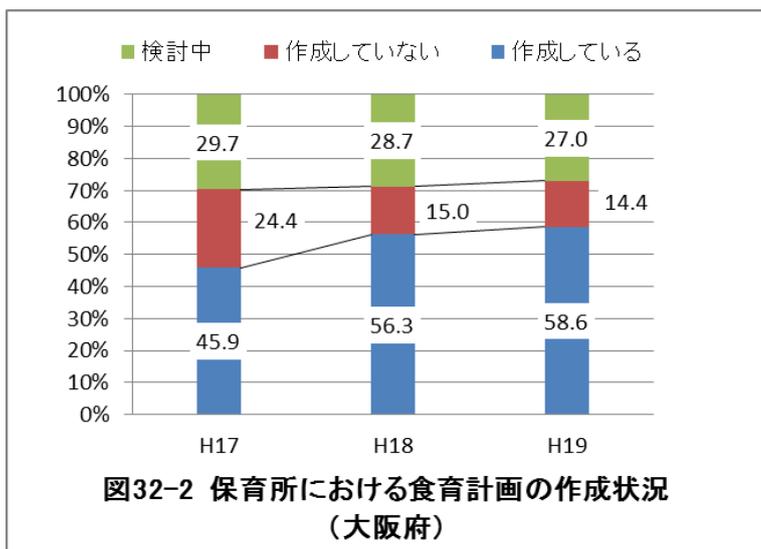
保育所における食育の実施割合は、平成 17 年度に 89.7%であったものが、平成 19 年度には 99.0%と増加しています。(図 32-1)

また、食育計画の作成状況については、平成 17 年度に 45.9%であったものが、平成 19 年度には 58.6%と同じく増加しています。(図 32-2)

平成 20 年に改定された保育所保育指針では、食育の推進についての項目が新たに設けられ、食育のより一層の充実が盛り込まれました。この指針に基づき、各保育所においては、食育計画等を作成し、栽培体験やクッキング保育、地域にねざした食文化の伝承等地域の実情に応じて食育の取組をすすめています。



幼稚園・保育所における食育実施状況アンケート  
(大阪府保健所 平成 18 年-20 年)



幼稚園・保育所における食育実施状況アンケート  
 (大阪府保健所 平成18年-20年)

## 2

## 数値目標の達成状況

大阪府では、第1次計画において食育を府民運動として推進するため、12の数値目標を設定し、食育を推進してきました。その達成状況は次のとおりです。

	内 容	策定時	現状値
1	「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている府民の割合	24%	15%
2	朝食欠食率（7～14歳）	4.0%	5.3%
3	野菜摂取量（7～14歳）	210g	224g
4	食育に関心を持っている府民の割合	89%	89%
5	食育推進に携わるボランティアの増加	3,400人	3,481人
6	メタボリックシンドロームを認知している府民の割合	52%	87%
7	食の安全性に関する正しい知識を持つ府民の割合	未把握	77%
8	学校給食への大阪産農産物（米・野菜・果樹）の利用割合の増加（重量ベース）	6%	7%
9	教育機関等における食の生産体験活動を実施する市町村の割合	81%	86%
10	推進計画を策定している市町村の割合	0%	44%
11	食に関する指導の全体計画を策定している小学校の割合	32%	100%
12	「うちのお店も健康づくり応援団のお店」協力店舗数	7,112店舗	10,232店舗

## 現状値把握調査等

- 1/4/6 平成22年度「食育」に関するアンケート（大阪府）
- 2/3 国民健康・栄養調査（厚生労働省）  
策定時：大阪市を除く3年平均（H14-16）  
現状値：大阪市を除く3年平均（H19-21）
- 5 大阪府食生活改善連絡協議会及び大阪府流通対策室調べ（H年度）
- 7 大阪府食の安全推進課調べ（H23.8-9）
- 8 大阪府農政室調べ（H19年度）
- 9 平成22年度農林漁業体験学習の取組（教育ファーム）実態調査結果（農林水産省）
- 10 大阪府保健医療室調べ（H24.3策定予定含む）
- 1 1 大阪府教育委員会調べ（H23年度）
- 1 2 大阪ヘルシー外食推進協議会調べ（H24.2）

## 3

# 大阪府の課題

## 1 健康分野の課題

### (1) 大阪府の健康

- 悪性新生物（がん）、心疾患、脳卒中等のいわゆる生活習慣病が死因順位の上位を占め、悪性新生物による死亡率は、全国よりも高い状況になっています。
- 近年、男性肥満者の割合が増加しており、その割合は、30歳代男性（55.6%）で最も高くなっています。
- メタボリックシンドロームが強く疑われる、または、予備群と考えられる人の総数は、成人男性で約半数（47.2%）となっています。
- 糖尿病が強く疑われる、または、可能性が否定できない人の割合は、全国と比べ、男性、女性ともに高い割合となっています。

このような状況を改善するため、食生活の改善が重要であり、「大阪府健康増進計画」と連携した、さらなる食育の推進が必要です。

#### ★大阪府健康増進計画★

「健康おおさか21」の理念・運動目標・基本方針等を継承しつつ、メタボリックシンドロームの予防と改善のための目標項目を新たに追加、平成20年8月に策定しました。本計画では、効率的に計画を推進するため、栄養・食生活の改善やたばこ対策等7つの分野ごとの重点課題を設定するとともに、重点課題ごとに具体的な行動方針を示し、「たばこバイバイ」、「野菜バリバリ朝食モリモリ」、「歩いてスマート」、「しっかり健診」、「夜はグッスリ朝はさわやか」、「飲酒は適度に」、「健康は歯から」をキーワードに用いています。

### (2) 栄養・食生活

- 野菜摂取量は、男性、女性とも30歳代が最も少なく、子ども（7～14歳）の摂取量は、増加傾向にありますが、目標値の300gには達していません。
- 朝食欠食率は、20歳代男性が最も高く、子ども（7～14歳）の欠食率は、同年代の全国平均を下回っているものの、目標値の0%には達していません。
- 脂肪エネルギー比率が30%以上の人の割合は、全国と比較し、男性、女性ともに高い状況にあります。
- 食塩摂取量は、減少傾向にあるものの、食塩摂取の目標量である、男性9g未滿、女性7.5g未滿には達していません。
- 20～40歳代男性で、これらの年代の過半数が、外食または中食（弁当などの調理済みの食品を買って持ち帰り、職場や家庭などで食べること）で昼食をとっています。

府民一人ひとりが健全な食生活を実践できるよう、食育を推進するとともに、食環境の整備を進める必要があります。

### (3) 歯と口の健康づくり

- 小学生で、う蝕（むし歯）になったことがある児童の割合は、減少しています。一方、歯肉や歯列・咬合の状態について、定期的な観察や検査が必要な児童の割合に大きな変化はみられませんが、今後もより一層、歯と口の健康づくりと連携した食育を推進する必要があります。

### (4) 食の安全安心

- 平成23年3月11日に発生した、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故により、放射性物質が拡散したことから、近隣県の農産物等から、暫定規制値を超える放射性物質が検出されました。その結果、食品中の放射性物質による健康への影響について、府民の不安が特に増大しています。
- 食に関する情報が氾濫し、正しい情報の選択が困難となっている中で、大阪府では、府民ニーズの把握に努め、それぞれのライフステージに沿った、効果的な対応を行っていく必要があります。
- 平成23年4月に発生した、飲食チェーン店での食肉の生食による腸管出血性大腸菌食中毒を受け、加熱調理の重要性について、販売者、消費者等に対する周知が必要です。

## 2 生産分野の課題

- 府内では、高度成長期から、農地は、商工業用地、住宅地へと転用され、耕地面積は激減し、生産現場と食卓の距離がますます遠くなりました。今もなお、農業や漁業に携わる人が減少、高齢化し、ふれあう機会も減少していることから、生産、加工の過程などを身近に体験できなくなっています。
- 大阪産農産物の学校給食等へ利用を推進するため、生産者の出荷方法と学校給食における購入形態の違いや、食材購入方法、調理形態（自校方式、センター方式など）、納入価格等が課題となっています。引き続き、生産者、流通、学校給食側での体制について、整備検討する必要があります。
- 大阪湾でとれる魚介類の安全性を危惧する声が多く聞かれていますが、PCBや、水銀、ダイオキシンなどの有害物質については、通常の食生活中で魚介類を食べていれば、全く問題がないことが明らかになっています。引き続き、安全性に対する調査や管理、情報提供が求められるとともに、安全・安心・新鮮な魚介類の地産地消の仕組みづくりが重要になっています。
- 海に対し、眺めたり散歩したりするといった憩いの場に加え、海水浴場・潮干狩りの場など体験活動の場としてのニーズが高まっており、親水空間としての機能が求められていることから、より一層の環境整備が必要となっています。

### 3 教育保育分野の課題

#### (1) 学校

- 小学校における学校給食実施率は100%で、中学校における実施率は10.5%となっています。
- 朝食を食べない小学生は、学年が上がるにつれて増加傾向にあります。
- 学校においては、食に関する指導の全体計画を策定し、食育の指導を組織的・計画的に取り組んでいます。今後は、食に関する指導に、より組織的・計画的に取り組むことができるよう、校内組織を充実させることが重要です。
- 栄養教諭を配置することにより、学校給食を活用した食に関する実践的な指導が行われています。今後も、広く家庭や地域と連携を図りながら、食に関する指導を行っていくことが求められています。

#### (2) 保育所

- 保育所における食育の取組はすすんでいます。食育計画を作成している保育所は約6割となっています。
- 平成20年に改定された保育所保育指針において、食育の推進についての項目が新たに設けられ、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、食育のより一層の充実が望まれているところです。

## 1

## 府民運動としての推進

府民一人ひとりが健全な食生活を実践するためには、府民自らが食に関する基礎的な知識や食を選択する確かな判断力を主体的に身に付けることが大切です。

大阪府では、食育が府民運動となるよう、府民が食育を実践できる環境づくりを行うとともに、食に関心の薄い世代へのアプローチを積極的に行い、ライフステージに応じた間断ない食育を推進します。

## 2

## ネットワークを活用した推進

食育の推進にあたっては、教育・保育、生産者、食品産業、流通産業、外食産業等の関係者や、その団体、消費者やボランティア団体等様々な関係者がそれぞれの立場から取り組むとともに、これらの関係者が共通認識を持ち、一体的に推進してきました。

今後も引き続き、大阪府食育推進ネットワーク会議を核として、より一層食育を推進するとともに、ネットワークの強化を図ります。あわせて、大阪府食育関係局の連携を充実させます。

## 3

## 子どもから若年期に重点をおいた取組

食育は、生涯を通じて取り組むべきものですが、子どもが食に関する正しい知識を身につけ、自らの食生活を考え、望ましい食習慣を実践できるようになることは、生涯を通じた食育の基礎となります。また、子どもの食育に取り組むことは、その保護者等に対しても、適切な知識を普及させることになるので、子どもに重点を置いた取組を推進してきました。

今後は、高校生、大学生等の若年期を対象を広げ、子どもから若年期に重点をおいた取組を推進します。

また、家族が食卓を囲んで、共に食事をとりながらコミュニケーションを図る共食は、食育の原点であり、子どもへの食育を推進していく大切な時間と場であると考えられることから、家族との共食を可能な限り推進します。

## 4

### 生涯を通じた歯と口の健康づくりと連携した推進

健康な食生活を送るためには、健全な口腔機能の育成・維持は不可欠です。健康な歯でよく噛み、味わうことは、肥満防止、脳の活性化など全身の健康づくりにつながるだけでなく、QOL（生活の質）を高め、豊かな人生を送ることができることから、市町村保健センター等における歯科健康診査や学校歯科保健活動などの歯と口の健康づくりと連携した、食育の取組を展開します。

また、すべての国民が健やかで豊かな生活を送るため、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした「8020（ハチマル・ニイマル）運動」の推進や、食べ方に関心を持つ府民を増やすための取組を含め、大阪府健康増進計画等と連携した取組を行い、生涯を通じた歯と口の健康づくりと連携した食育の推進に努めます。

## 5

### 実践につながる情報発信

平成16年に食育の情報発信のため開設したホームページ「おおさか食育通信」(<http://www.osaka-shokuiku.jp>)をより一層充実させ、最新の情報を提供するとともに、府民と食育に取り組んでいる関係者等との情報交換の場にします。

また、大阪府食育推進ネットワーク会議と連携し、広く府民へ情報を発信するとともに、マスメディア等の各種広報媒体を通じて、情報提供をすすめます。

## 6

### 生活習慣病を予防するための取組

生活習慣病の予防及び改善には、生活習慣の改善、とりわけ食生活の改善が重要であるため、食育の推進を通じた生活習慣病予防を、関係機関・団体と連携して推進します。推進にあたっては、大阪府健康増進計画等と連携した取組を行います。

また、若年期からの糖尿病をはじめとする生活習慣病予防のため、食環境の整備を行います。

あわせて、健康診査の結果を活用し、市町村保健センターや関係機関等と連携した生活習慣病予防の取組を推進します。

## IV

## 第2次計画の目標

★：第2次計画で新たに設定した項目

	内 容	新規	第1次計画 策定時	現状値	第2次計画 目 標	第2次基本計画 目 標	備考（現状値把握調査）
府民主体	1 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている府民の割合		24%	15%	60%	60%	H22年度 「食育」に関するアンケート （大阪府）
	2 朝食欠食率	7~14歳	※14.0%	※17.4%	4.0%未満 （最終目標0%）	0%	国民健康・栄養調査
		高校生・大学生等	★	—		10.6%	—
	3 野菜摂取量	7~14歳	※1210g	※1227g	300g	—	国民健康・栄養調査
		15~19歳	★	—	※1253g	350g	
4 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる 「共食」の回数	★	—	調査中 （H23-24年度）	週10回	週10回	「食育」に関するアンケート （大阪府）等	
5 メタボリックシンドロームの予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している府民の割合	★	—	調査中 （H23-24年度）	50%	50%	「食育」に関するアンケート （大阪府）等	
府民と行政と団体	1 食育に関心を持っている府民の割合		89%	89%	95%	90%	H22年度 「食育」に関するアンケート （大阪府）
	2 よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に 関心のある府民の割合	★	—	調査中 （H23-24年度）	80%	80%	「食育」に関するアンケート （大阪府）等
	3 食育推進に携わるボランティアの人数		3,400人	※24,849人	5,300人	37万人	大阪府食生活改善連絡協議会 及び大阪府保健医療室調べ （H22年度）
行政と団体	1 食の安全性に関する基礎的な知識の普及 （リスクコミュニケーションの開催）	★	—	年2回	年6回	—	
	2 大阪産（もん）の認知度の向上による 地産地消の推進	★	—	46.2%	60%	—	平成22年度 オンリーワン都市調査（大阪府）
	3 推進計画を作成・実施している市町村の割合		0%	※344%	100%	100%	大阪府保健医療室調べ （H23年度）
	4 「食に関する指導」の推進体制が整備されている小・中学校の割合	★	—	76.4%	100%	—	大阪府教育委員会調べ （H23年度）
	5 「うちのお店も健康づくり応援団のお店」 協力店舗数		7,112店舗	※410,232店舗	12,700店舗	—	大阪ヘルシー外食推進協議会調べ

※1 第1次計画策定時は大阪市を除く3年平均（H14-16）、現状値は大阪市を含む3年平均（H19-21）

※2 食生活改善推進員及び市町村報告数

※3 43市町村中19市町村が作成（H24.3予定）

※4 平成24年2月末現在

# 1

## 府民一人ひとりが主体となって取り組む目標

### (1) 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている府民の割合

第1次計画では、「何を」「どれだけ」食べたらよいかをわかりやすく示した「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている府民の割合を、平成23年度までに60%となるよう、府民に働きかけてきました。

今後は、国から示される「食育ガイド（仮称）」や「食事バランスガイド」、「日本人の食事摂取基準」など科学的根拠に基づいた指針等を活用し、栄養バランス等に配慮した食生活を送っている府民の割合を、平成29年度までに60%となるよう、府民に働きかけていきます。

現状値（平成22年度）15% ⇒ 目標値（平成29年度）60%  
〔大阪府食育に関するアンケート：食事バランスガイドを  
毎食参考に行っている6.8%、毎日1食は参考に行っている8.2%〕

### (2) 朝食欠食率

国民健康・栄養調査（国民栄養調査）では、子ども（7～14歳）の朝食欠食率は全国平均を下回っていますが、4.0%（平成14～16年・大阪市を除く）から5.3%（平成19～21年・大阪市を除く）に増加し、目標値の0%に達していないため、今後も引き続き取組をすすめ、最終目標を0%とし、早期に第1次計画策定時の4.0%を下回るよう、府民に働きかけていきます。

また、高校生、大学生等が健全な食生活を実践できるよう、朝食摂取を推進します。

現状値（平成19～21年平均大阪市を含む・高校生・大学生等は平成23年度）  
7～14歳 7.4% } ⇒ 目標値（平成29年度）4.0%未満  
高校生・大学生等 10.6% }

※ 第2次計画では、国民健康・栄養調査（大阪市を含む）により数値を把握します。  
高校生・大学生等の数値については、府独自調査により把握します。

### (3) 野菜摂取量

国民健康・栄養調査（国民栄養調査）では、子ども（7～14歳）の野菜摂取量は210g（平成14～16年・大阪市を除く）から224g（平成19～21年・大阪市を除く）に増加していますが、目標値の300gに達していないため、今後も引き続き取組をすすめて、平成29年度までに300gとなるよう、府民に働きかけていきます。

また、高校生、大学生等が健全な食生活を実践できるよう、野菜摂取を推進します。

現状値（平成19～21年平均大阪市を含む）

7～14歳	227g	⇒	目標値（平成29年度）	300g
15～19歳	253g			350g

※ 第2次計画では、国民健康・栄養調査（大阪市を含む）により数値を把握します。  
注）（2）、（3）は子どものみ目標を設定しましたが、子どもが変わるためには保護者の変化も必要です。

### (4) 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数

家族揃って食事をする機会が様々な要因で減少していますが、家族との「共食」は、望ましい食習慣の実践や、食の楽しさを実感させ精神的な豊かさをもたらすと考えられます。このため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等の推進にも配慮しつつ、朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を、平成29年度までに週当たり10回となるよう、府民に働きかけていきます。

現状値（平成23～24年度）調査中 ⇒ 目標値（平成29年度）10回

※ 第2次食育推進基本計画を参考に設定

### (5) メタボリックシンドロームの予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している府民の割合

生活習慣病を予防するには、運動習慣の徹底とともに食生活の改善が重要であることから、第1次計画では、メタボリックシンドロームの内容について知っている府民の割合（認知度）を、平成23年度までに80%とすることを目指し、取組をすすめてきました。その結果、現状値は87%となり目標を達成しました。

今後は、メタボリックシンドロームの予防や改善のための適切な食事、定期的な運動、定期的な体重計測を継続的に実践している府民の割合を、平成29年度までに50%となるよう、府民に働きかけていきます。

現状値（平成23～24年度）調査中 ⇒ 目標値（平成29年度）50%

※ 第2次食育推進基本計画を参考に設定

## 2

## 府民と行政及び関係団体が連携して取り組む目標

### (1) 食育に関心を持っている府民の割合

食育を府民運動として取り組むためには、まず府民一人ひとりが食育に関心を持っていることが必要であることから、食育に関心を持っている府民の割合を、平成23年度までに95%となるよう、取組をすすめてきましたが、目標に達していないため、今後も引き続き取組をすすめ、平成29年度までに95%となるよう、施策を推進します。

現状値（平成22年度）89% ⇒ 目標値（平成29年度）95%  
（大阪府食育に関するアンケート：  
食育に関心がある 49.9% どちらかと言えば関心がある 38.6%）

### (2) よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある府民の割合

府民が健やかで豊かな生活を過ごすためには、十分な口腔機能の発達、維持が必要であり、栄養のみならず、味わいや心のくつろぎにつながる食べ方に関心を持ってもらうことが重要です。このため、よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある府民の割合を、平成29年度までに80%にすることを目指します。

現状値（平成23～24年度）調査中 ⇒ 目標値（平成29年度）80%  
※ 第2次食育推進基本計画を参考に設定

### (3) 食育推進に携わるボランティアの人数

食育推進に携わるボランティアは、食育の府民運動の重要な担い手であることから、その活動を積極的に支援するとともに、ボランティアの数を平成23年度までに4,100人にすることを目指し、取組をすすめてきました。

今後も引き続き取組をすすめ、食生活改善推進員及び市町村等において食育推進に携わるボランティアの人数を、平成29年度までに5,300人にすることを目指します。

現状値（平成22年度）4,849人 ⇒ 目標値（平成29年度）5,300人

### 3

## 行政や関係団体が中心となって取り組む目標

### (1) 食の安全性に関する基礎的な知識の普及

#### (リスクコミュニケーションの開催)

府民が安全・安心な食生活を実践するには、氾濫する食品に関する情報の中から正しい情報を選択する力を身に付ける必要があることから、府民向け衛生講習会等の開催、啓発媒体の活用等による広報活動の展開等に積極的に取り組み、食の安全性に関する基礎的な知識を有する府民の割合を把握してきました。基礎的な知識は世代により異なるため、それぞれのライフステージに合わせた内容を一緒に考え、参加することで、知識の普及から実践へとつなげるために、リスクコミュニケーション（双方向の意見交換）手法による啓発の実施回数を、平成29年度までに年6回に増やします。

また、リスクコミュニケーションの参加者にアンケート等を実施し、理解度等を把握したうえで、より効果的に実施できるよう努めます。

現状値（平成22年度）年2回 ⇒ 目標値（平成29年度）年6回

### (2) 大阪産（もん）の認知度の向上による地産地消の推進

食に関する関心や理解の増進を図るため、関係団体との連携による食の指導を通じ、子どもや家庭への大阪産農林水産物の理解促進、また飲食店での利用等を推進し、大阪産（もん）の認知度を、平成29年度までに60%にすることを目指します。

現状値（平成22年度）46.2% ⇒ 目標値（平成29年度）60%

### (3) 推進計画を策定している市町村の割合

府民運動として食育を推進するためには、地域における取組を促進させることが重要であることから、推進計画を策定している市町村の割合を、平成23年度までに60%にすることを目指し、取組をすすめてきましたが、目標に達していないため、今後も引き続き取組をすすめ、平成29年度までに100%にすることを目指します。

現状値（平成23年度）44% ⇒ 目標値（平成29年度）100%

#### (4) 「食に関する指導」の推進体制が整備されている小・中学校の割合

学校における食育を推進するには、組織的・計画的に教育活動を展開することが重要であることから、各学校における「食に関する指導」を推進する役割を担う「食育推進委員会」などの校内委員会を組織し、校務分掌に位置付けるなど校内組織を充実させる必要があります。

そのため、「食に関する指導」を推進するための組織を明確にしている小・中学校の割合を、平成 29 年度までに 100%にすることを目指します。

現状値（平成23年度）76.4% ⇒ 目標値（平成29年度）100%

#### (5) 「うちのお店も健康づくり応援団の店」協力店の数

大阪府では、府民の健康づくりに役立つよう、メニューの栄養成分や食事バランスガイドの表示、ヘルシーメニュー（野菜たっぷりメニュー等）の提供などを推進する「うちのお店も健康づくり応援団の店」協力店を、平成 23 年度までに 10,000 店舗にすることを目指し、取組をすすめてきました。今後は、協力店の取組の充実を図るとともに、平成 29 年度までに協力店を 12,700 店舗にすることを目指します。

現状値（平成24年2月末）10,232店舗 ⇒ 目標値（平成29年度）12,700店舗  
[平成29年2月変更]

## 1

## 計画の総合的な推進

## 1 府民運動としての推進

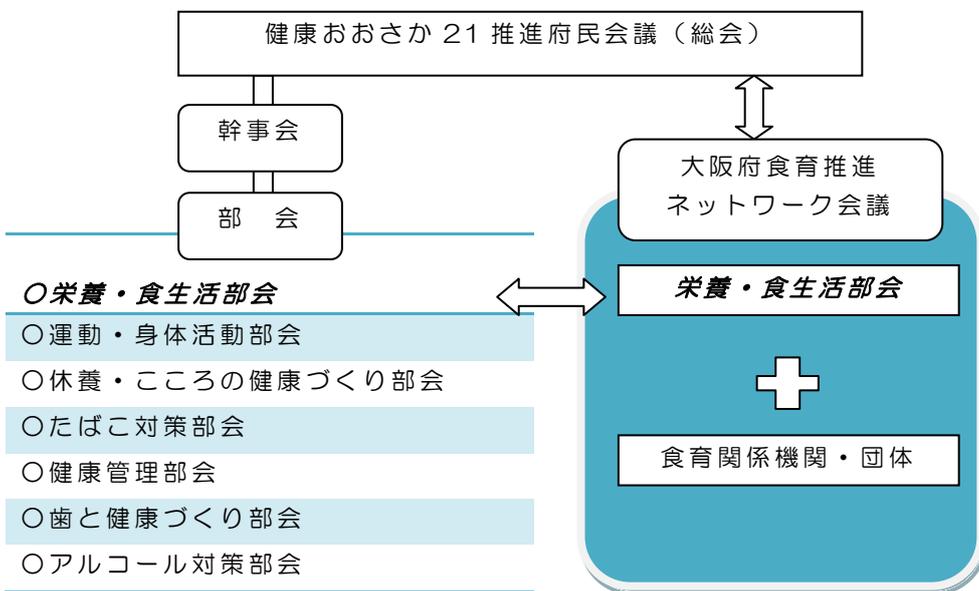
## ■ 第2次計画の普及啓発

本計画について概要版を作成し、府民をはじめ、地域、教育機関、生産者、食品関連事業者、市町村等への普及啓発を図ります。

## ■ 食育推進ネットワークの強化

食育を府民運動として推進するにあたり、第1次計画推進の核となった「大阪府食育推進ネットワーク会議」をはじめ、各機関・団体が個々により充実した取組を行うとともに、それぞれが有機的な連携を持つことにより、ネットワークの強化を図ります。

## 大阪府食育推進ネットワーク会議の位置づけ



平成20年8月に策定された「大阪府健康増進計画」の推進にあたっては、健康づくりに関わる機関・団体等により設立された「健康おおさか21推進府民会議」を中心に、様々な取組を行っています。

なかでも、食育の推進については、健康おおさか21推進府民会議の栄養・食生活部会に、食育関係機関・団体が加わった、大阪府食育推進ネットワーク会議が核となり、様々な取組を行っています。

## ■ 「食育推進強化月間」および「食育の日」の取組充実

大阪府では、平成 15 年度より、夏休みで生活習慣が不規則になりやすい 8 月を「食育推進強化月間」と定め、広く府民に啓発活動を実施しています。今後も、食育推進のより一層の定着を図るため、各団体等との連携・協働により、さらに効果的な運動を展開します。

また、毎月 19 日の「野菜バリバリ朝食モリモリ推進の日」には、「野菜をたっぷりとり、朝食をしっかりと食べる」ための継続的な運動を、各団体等との連携・協働により行うとともに、食物に対する感謝の念や理解が深まるよう、普及啓発を図ります。

## ■ おおさか食育フェスタの開催

平成 19 年度から、大阪府食育推進ネットワーク会議が主体となり、健康おおさか 21・食育推進企業団の協力を得て、子どもに重点をおいた参加型イベント「おおさか食育フェスタ」を開催してきました。

今後は、食育に関心が薄い世代等が参加できるものとし、食育の実践へつなげるための講演や参加体験型ブースを展開します。

また、地域で食育の推進に積極的に取り組んでいる団体やボランティアの活動を紹介します。

## ■ 食育推進ホームページ「おおさか食育通信」による情報提供

平成 16 年 4 月より開設している食育推進ホームページ「おおさか食育通信」において、関係機関等で実施されている食育事例を積極的に紹介し、府民や食育関係者への情報発信を行います。

また、食育マガジン、食育メールマガジン等により、府民が参加できるイベント情報等、関心から実践につなげるための情報を積極的に発信します。



### ■ 食に関するボランティア等の食育活動への支援

食育を府民運動として推進するためには、地域に密着した活動を行っているボランティアの役割が重要であることから、食生活改善推進員や市町村等において食育推進に携わるボランティアの食育活動を積極的に支援するとともに、管理栄養士・栄養士養成校の学生ボランティアの活動も支援します。

## 2 家庭や地域における食育の推進

### ■ 学校や保育所等を通じた保護者への推進

乳幼児期や学童期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であり、給食等を通じて、望ましい食習慣や、適切な食事のとり方を教育するとともに、子どもの保護者に対しては、大阪府の関係機関や市町村の食育関連部局等と連携し、積極的に食育を推進します。

### ■ 市町村保健センター等を通じた妊産婦や乳幼児への推進

妊産婦の健康に加えて、子どもの生涯にわたる健康づくりの基盤を確保するため、平成18年2月に厚生労働省が作成・公表した「妊産婦の食生活指針」の普及啓発を図り、妊産婦に対する食育を推進します。

また、乳幼児期は、心身機能や食行動の発達が著しい時期であることから、発達段階に応じた食育を推進するとともに、保護者に対して幅広く情報提供を行います。

### ■ 専門的知識を有する人材による推進

府民一人ひとりが食に関する正しい知識を持ち、自らこれを実践するため、食育に関する専門的知識を備えた管理栄養士や栄養士、専門調理師や調理師等によるバランスメニューの紹介や調理体験を行うとともに、生産者が農作業体験等を盛り込んだ食育が行えるよう支援します。

### ■ 歯と口の健康づくりと連携した推進

歯と口の健康づくりは、食育の推進に不可欠であることから、市町村保健センター等における歯科健康診査などの歯と口の健康づくりと連携した食育を推進します。

- ・ 地域・職域団体、公衆衛生、食関係団体等との連携の充実を図ります。
- ・ QOL（生活の質）向上のため、歯科疾患予防から摂食嚥下機能の維持向上へと、歯と口の健康づくりの目標をさらに広げた取組の充実を図ります。

### ■ 食に関するボランティア等による伝統食の継承の推進

食の外部化等が進展する中、栄養バランスの優れた日本型食生活や、地域の特色ある郷土料理や食文化を継承するため、地域に密着して取組を行っている食に関するボランティア等による食育活動を支援します。

### 3 学校や保育所等における食育の推進

#### ■ 学校における計画的な教育活動による推進

(幼稚園・小学校・中学校・高校・大学等)

小学校・中学校における食育に、教育活動全体を通じて組織的・計画的に取り組むことができるよう、各学校における「食に関する指導の全体計画」の策定を推進し、学校内の指導体制の充実に努めます。

あわせて、各学校において、学校と家庭や地域社会が連携した食育に取り組むとともに、その情報提供や啓発活動を積極的に行います。

さらに、学校給食を「生きた教材」とした食に関する指導の充実に努め、学校給食の地場産物の活用、郷土食・行事食の活用を促進します。

また、健康について学び、自分で管理し、生活習慣等確立するうえで重要な時期であることから、生涯にわたり「食」を支える基礎となる「歯と口の健康づくり」についての理解を深め、実践することができるよう、学校保健活動とも連携して食育を推進します。

#### ■ 保育所における推進

保育所保育指針を踏まえ、子どもが毎日の生活と遊びの中で、食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことや、乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、保育所における食育を推進します。

#### ■ 保健所による健康面からの支援

大阪府の保健所は、「野菜バリバリ朝食モリモリ」を合言葉に、子どもたちがしっかり朝食をとり、野菜や果物を多く摂取する食習慣を身に付けることを目指して、平成15年度より実施している「食育推進プロジェクト」を引き続き推進します。重点的な取組として、各地域において、学校（幼稚園・小学校・中学校・高校・大学等）や保育所等が系統的に食育活動が行えるよう関係機関のネットワークを構築し、課題の共有、支援体制の確立を図るとともに、食育を実施する際の健康面からの技術的支援を積極的に行います。

### 4 生産者と消費者との交流の促進

#### ■ 食の生産・流通に関する体験・交流活動の推進

生産や流通に係る体験や、都市住民と農林水産業者の交流を促進するため、体験・交流活動を支える関係者の情報交換や、一貫した体験活動を実施してきました。

今後も引き続き、都市住民と農林水産業者の交流を推進するため、農産物直売所の開設を支援し、直売所で販売している大阪産農産物に関する情報を充実させます。

また、府民が親しめる海の実現を目標に、海への関心を高めてもらうための「府民と海とのふれあいの場づくり」に努めるとともに、環境学習や食育体験などの機会の提供を広げていきます。

あわせて、海域環境の改善や海岸の美化など「府民と漁業者が協働したボランティア活動の場づくり」をすすめます。

## ■ 大阪産農林水産物の地産地消の推進

学校給食や家庭、飲食店等において、大阪産農林水産物の利用を促進していくため、関係団体との連携により、大阪産農林水産物の認知度をさらに向上させるとともに、地産地消を推進している市町村の取組などを情報提供し、地域の実情に応じた地産地消の推進について支援します。

また、「安全・安心でおいしい水産物の供給」を行うことにより、大阪湾産魚介類の魅力をアピールしていきます。

## 5 食の環境整備

### ■ 「うちのお店も健康づくり応援団の店」協力店の推進

飲食関係団体と行政、企業等で構成する「大阪ヘルシー外食推進協議会」を中心に、府民の健康づくりに役立つよう、飲食店やスーパーマーケット、コンビニエンスストア等に対して、メニューの栄養成分表示やヘルシーメニューの提供、ヘルシーオーダーやたばこ対策など、多様な健康づくりを進める「うちのお店も健康づくり応援団の店」協力店を推進するとともに、食事バランスガイド等の普及啓発にも努めます。

また、飲食店組合等が主体的に府民の健康づくりに取り組めるよう、飲食店組合等に対し、企画提案、関係者への研修等支援を行います。

### ■ 産学官民が連携・協働した推進

これまで民間と連携・協働して先導的に取り組んできた実績を踏まえ、さらに産学官民が連携した食育推進の新たなモデルとしての取組を推進します。

### ■ 「健康おおさか21・食育推進企業団」等による推進

食育に関心が薄い人々も含めた、消費者との接点を多く有している食品関連事業者が、自主的に設立した「健康おおさか21・食育推進企業団」や、食品の製造、加工、流通、販売、又は提供を行う食品関連事業者等と連携・協働し、様々な体験活動の機会の提供や健康に配慮したメニュー提案、栄養・食生活情報の提供等を積極的に推進します。

健康おおさか21・食育推進企業団

(50音順)

### ■ 特定給食施設\*等における推進

事業所や保育所等の特定給食施設においては、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく施設指導として、その利用者に対して、より一層健康に配慮したメニューの提供や、栄養・食生活等に関する情報提供がなされるよう、給食を通じた食育を推進するとともに、生活習慣病予防の観点から、施設自らが喫食者に対して健康教育が行えるよう、支援していきます。

---

また、若い世代の野菜不足を解消するため、事業所等と連携し、「野菜あと 100g」を合言葉に、野菜をたっぷりとれる食事の提供等を積極的に推進します。

特定給食施設※：特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設。  
(学校、病院、社員食堂等)

## 2

## 重点的に取り組む分野別施策

### 1 健康分野

#### (1)健康分野

#### ① 野菜バリバリ朝食モリモリ食育推進プロジェクト

大阪府における食育推進プロジェクトは、平成 15 年度より、子どもの野菜摂取量の増加、朝食欠食率ゼロを目標として実施しました。プロジェクトでは、学校や地域における食育を推進するため、保健所管内の関係者に対して積極的に支援を行い、大阪府立健康科学センターでは「おおさか食育通信」ホームページを通じて、総合的な食育情報を発信してきました。

平成 18 年度からの3か年は、対象の重点を、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な幼児期に移行して、幼稚園や保育所等と連携した食育を積極的に推進するとともに、その保護者に対するアプローチも行ってきました。

今後は、中断のない食育を実施することを重点課題とし、中学生・高校生・大学生等を対象とした食育を実施して行きます。

#### ■ 小学校・保育所・幼稚園等における食育支援 **幼年期** **少年期**

大阪府の保健所は、管内の全小学校や保育所等に食育が定着するよう、以下の支援を行います。

- ・ 食育推進関係者連絡調整会議の開催
- ・ 食育推進のための研修会の開催
- ・ 健康栄養情報の提供
- ・ 講師の紹介・派遣
- ・ 食育推進のための教材等の開発・協力



野菜バリバリ朝食モリモリ食育かるた  
小学生の応募により作成した教材（A5判）

食べるのだいすき元気っ子（大型絵本）  
朝食をしっかり食べる習慣を身につけ、  
野菜メニューから実際の野菜名を学ぶ（A2判）



参考：「おおさか食育通信」ホームページ

<http://www.osaka-shokuiku.jp/kenkoeiyo/kyouzai1.html>

## ■ 産学官民が連携・協働した推進 **全ライフステージ**

これまで民間と連携・協働して先導的に取り組んできた実績を踏まえ、さらに産学官民が連携した食育推進の新たなモデルとしての取組を推進します。

### おおさか食育フェスタ

大阪府の食育について、府民の理解を深めるとともに、機運の醸成を図るために、大阪府食育推進ネットワーク会議が主体となり、子どもと保護者のみならず、食育に関心が薄い世代等も楽しめる参加体験型イベントを開催しています。来場者数は毎年3,000名を超え、平成19年度からの5年間で合計16,528名となりました。

- 1 主 催  
大阪府食育推進ネットワーク会議、大阪府
- 2 協 賛  
健康おおさか 21・食育推進企業団



## 食育ヤングリーダー支援助成事業

高校生及び大学生等が、子どもたちや同世代の仲間に向けて、健康な食生活を送るための食育活動等を行う活動資金を助成することにより、広く府民の健康づくりの推進に寄与するとともに、若い世代の食育リーダー（食育ヤングリーダー）の育成を目的として事業を行っています。健康おおさか21・食育推進企業団からの支援により、平成19年度から5年間で合計74校に助成しています。

- 1 主 催  
健康おおさか21・食育推進企業団  
大阪府
- 2 後 援  
健康おおさか21推進府民会議  
大阪府食育推進ネットワーク会議  
大阪府立健康科学センター  
（社）大阪府栄養士会、  
大阪府食生活改善連絡協議会



## 「野菜バリバリ朝食モリモリ元気っ子」推進キャンペーン

大阪府食育推進強化月間である8月に、日本チェーンストア協会関西支部と大阪府食生活改善連絡協議会による食育推進キャンペーンを、府内のスーパーマーケットで実施しています。平成19年度からの5年間で合計37会場54,230名の参加がありました。

- 1 主 催  
日本チェーンストア協会関西支部、大阪府食生活改善連絡協議会  
大阪市食生活改善推進員協議会、健康おおさか21推進府民会議  
大阪府
- 2 協 力  
（社）大阪府栄養士会、大阪ヘルシー外食推進協議会  
管理栄養士養成校、健康おおさか21・食育推進企業団



## 野菜バリバリ朝食モリモリポスターコンクール

健康おおさか 21 推進府民会議は、健康おおさか 21・食育推進企業団と連携・協働し、子どもたちが食を中心とした健康づくり活動に主体的に参加することを目的として、「野菜摂取・朝食摂取」をテーマにしたポスターコンクールを実施しています。平成 19 年度からの 5 年間で合計 17,345 作品の応募がありました。

また、入賞作品をカレンダーにして府内全小学校に配付しています。

- 1 主催  
健康おおさか 21 推進府民会議、大阪府、大阪府教育委員会
- 2 協賛  
大阪府食生活改善連絡協議会、(社)大阪府栄養士会  
大阪府立健康科学センター
- 3 特別協賛  
健康おおさか 21・食育推進企業団



## ■ 高校生・大学生等の生活習慣病予防対策の取組 **青年期**

若年者に対し、「孤食」や「個食」からの弊害を予防し、共食の大切さを身につけること、特に、朝食の欠食を減らすことや野菜の摂取量を増やすこと等の健全な食生活の実践を図り、その体験を同世代の仲間へ普及啓発することで、実践者の増加を目指します。

さらに、学生食堂を通じた食環境整備に取り組み、学校全体で健康づくりが推進されることを目指します。

### ■ 大学生等を対象にした栄養表示の啓発の取組 **青年期**

府内管理栄養士養成校の学生を対象に、栄養表示・誇大表示等の知識の習得を図るとともに、食品選択の実践力を身につけるための事業を行います。

また、大学生等の若年者に対し、健康食品等のニーズ調査を実施し、健康被害を未然に防止するため、啓発用リーフレットを作成しました。今後は、リーフレットを活用し、若年期を中心に、広く府民に情報発信します。

## ② 食の環境づくり推進事業

健康で良好な食生活を実現するためには、個人の行動変容とともに、それを支援する環境づくりを含めた総合的な取組がより一層求められています。また、中高年男性を中心とした、ポピュレーションアプローチによる糖尿病予防対策が急務となっています。

今後も、外食産業や流通産業と連携し、飲食店やスーパーマーケット、コンビニエンスストア等における「うちのお店も健康づくり応援団の店」協力店を増やすとともに、飲食店組合が主体となり、飲食店でのヘルシーメニューの提供及び健康情報の発信ができるよう、保健所を中心に積極的な支援を行います。

### ■ 飲食店への啓発 **壮年期** **中年期**

外食産業や食品産業、管理栄養士養成校など産学官民の連携・協働により、「居酒屋」や「中華料理店」をはじめとする飲食店への来店者を対象に、肥満予防（糖尿病予防）の観点から取組を行います。

## ③ 歯と口の健康づくりと連携した推進 **全ライフステージ**

人は、舌による味覚だけでなく、歯・歯ぐきなど口腔内全体で食感確かめることにより味わっています。「よく噛める」だけでなく「味わえる」ためにも、できるかぎり自分の歯で栄養バランスのとれた食事ができるよう、また、超高齢社会を迎え、高齢者に対しては、食品の物性に応じた窒息の予防を含む「食べ方」の支援を取り入れるなど、歯と口の健康づくりと連携し、小児期から高齢期に至るまで各ライフステージに応じた食育の推進に努めます。

平成23年8月10日には、「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行されました。本法律において、地方公共団体は、生涯にわたる歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、実施する責務を有するとされています。これを受け、大阪府では、今後、歯科口腔保健計画の策定を検討するため、歯科口腔保健に関する実態把握を進めていきます。

## 市町村での取組

### 豊中市

#### シニア向けお口の健康づくり媒体作成と啓発活動

豊中市では、「食」を支える歯と口の健康を維持、増進するため、多くの関係機関と協働し、高年期向けのお口の健康づくり媒体として「いきいきシニアのためのお口の健康づくりハンドブック」と「お口の健康づくり体操 ごっくん・にっこり体操 DVD」を作成し、様々な食育推進事業を展開しました。

主催：豊中市健康支援室

協力：(社)豊中市歯科医師会 豊中市老人クラブ連合会  
府立高校 管理栄養士養成校 他



##### ① 媒体作成

お口の健康づくりハンドブック  
お口の健康づくり体操 DVD  
～ごっくん・にっこり体操～  
編集協力 (社)豊中市歯科医師会  
撮影協力 管理栄養士養成校  
献立作成 府立高校

##### ② 食のはぐくみフォーラムの開催

「充実したシニアライフはお口の健康から」

同時開催 ・お口の健康づくり体操実演  
・噛んですこやかカムカムメニュー試食会



##### ③ 高校生とカムカムメニュークッキングの開催

高齢者と高校生と一緒にクッキング！

大阪府は、(社)豊中市歯科医師会と連携し、歯科に関する専門的な見地から助言を行いました。

## (2)食の安全安心

安全で安心な食生活は、すべての府民の願いであり、府民が健康に暮らしていく上で、極めて重要です。近年、食品の安全性が損なわれる事案が、相次いで発生したこともあいまって、府民の食の安全安心の確保への関心は、高まっています。大阪府では、平成19年4月に、食の安全安心の確保について、基本的な考えを明らかにした「大阪府食の安全安心推進条例」を制定し、平成20年4月には、「大阪府食の安全安心推進計画」を策定しました。この計画の中でも、食育の取組として、「食育を通じた食の安全安心にかかわる知識の高揚」を掲げ、食育施策を推進しています。

### ① 食の安全性に関する基礎的な知識の普及

#### ■ 正確・迅速でわかりやすい情報提供 **少年期** **青年期** **壮年期**

府民が安全・安心な食生活を実践するには、氾濫する食品に関する情報の中から、正しい情報を選択する力を身に付ける必要があることから、府民向け衛生講習会等の開催、啓発媒体の活用等による広報活動の展開等に積極的に取り組み、食の安全性に関する基礎的な知識の普及を図っています。

大阪府食の安全安心推進計画の施策の一つに、「情報の収集及び提供」を掲げ、平成21年4月からは、大阪府から食に関する情報を随時発信する、食の安全安心メールマガジンの配信を開始するなど、様々な取組を行っています。ホームページやメールマガジンでは、食品中の放射性物質に関して、府民の不安が増大していることから、食品の出荷制限・解除に関する情報や検査結果等を、正確かつ迅速でわかりやすく情報提供していきます。

また、府民が食品の安全性に関する情報を入手できるよう、パンフレットやホームページ等様々な媒体により、わかりやすい形で情報を提供します。

大阪府の情報の収集及び提供に関する取組については、事業者、府民、有識者から構成する大阪府食の安全安心推進協議会情報発信評価検証部会において、毎年度評価検証を行い、食の安全性に関する情報の充実に努めています。

#### □ 食に関する学習教材

小学生、中学・高校生を対象とした食に関する学習教材を開発し、大阪府ホームページに掲載しています。小学生を対象とした教材は、「食品の表示」、「農薬」、「食中毒」など、中学・高校生を対象とした教材は、「大阪のたべものや特産品」、「食品の選び方」、「やってみよう〇×クイズ」などをわかりやすく説明しています。



参考：大阪府食の安全推進課ホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/shokuhin/kyozai/index.html>

## □ 食品衛生啓発事業

食品関連事業者の自主的な取組を促進するとともに、府民向けの衛生講習会の実施や、啓発媒体の活用等により、食品衛生の普及啓発に取り組んでいます。

また、関係機関・団体と連携し、継続的にスーパー等でのキャンペーンや食に関するイベントを実施し、食中毒予防、食品衛生知識の普及啓発を図ります。

## ■ 食肉の加熱調理によるリスク軽減の啓発 **少年期** **壮年期** **高年期**

平成 23 年 4 月に発生した、飲食チェーン店での腸管出血性大腸菌食中毒の発生を受け、国は、生食用食肉に関して、平成 23 年 10 月に規格基準を定めたところです。

しかし、腸管出血性大腸菌やサルモネラ属菌等の一部の食中毒菌は、家畜の腸内に存在することから、生食用食肉の加工・調理において、これらの微生物を完全に除去することは困難であるため、今般の規格基準の設定にかかわらず、引き続き、若齢者、高齢者などの抵抗力が弱い人に生肉を食べさせないように、販売者、消費者等に対する周知に努めます。

また、食肉による食中毒リスクの軽減方法として、加熱調理の重要性について、普及啓発を図ります。

## ■ リスクコミュニケーションの充実 **少年期** **青年期** **壮年期**

安全安心な食生活を実践するため、食中毒を予防するための食品の衛生的な取扱い方、正しい手洗いの普及啓発や食品の選び方など、食品の安全性に関する基礎的な知識の普及を目的とした、地域や教育、保育の場など、あらゆる機会を活用しリスクコミュニケーションを充実することで、食の安全安心に係る意識の向上を図ります。

### リスクコミュニケーションの開催

大学生を対象とし、サイエンスカフェ形式の意見交換会を開催し、食中毒予防の啓発を行いました。

また、衛生知識を有する前の段階である小学生を対象とした、体験型のリスクコミュニケーション（子ども体験型の食の安全安心出前教室）を実施しています。

- 1 目的  
ライフステージ別の食中毒予防啓発  
平成 22 年度 大学生（青年期）に対する食中毒予防啓発  
平成 23 年度 小学生（少年期）に対する食中毒予防啓発
- 2 開催日  
平成 22 年度 2 回 平成 23 年度 1 回
- 3 場 所  
大学食堂、小学校
- 4 実施主体  
大阪府
- 5 連携した機関・団体  
大学生協、東豊台公民分館

【平成 22 年度】

大学生を対象に、食品の賞味期限についてや、同年代の学生が実際に起こした食中毒事故を説明し、食中毒予防の啓発を行いました。

(関西大学)



(大阪経済大学)



【平成 23 年度】

小学生を対象に、正しい手洗い方法や、生肉の扱い方等を体験しながら学んでもらい、食中毒予防の啓発を行いました。

(1) 食中毒予防に関する  
基礎知識について



(2) 手洗い体験



(3) 焼肉を例にして  
生肉の扱い方を体験 (グループワーク)



## 2 生産分野

### ① 食の生産・流通に関する体験・交流活動の推進

充実した体験・交流活動の実施に向けて、市町村、JAグループ、漁協等の生産者団体、ボランティア団体、関係機関等と連携し、人材の養成、生産者等の交流、農林水産業体験の場づくり、情報交換等の地域実情に応じた取組を促進しています。

例えば、都市と農村の交流は、消費者が直接ほ場などを訪れて農業体験すること以外に、農産物直売所で地場産農産物を買うことによって交流が広がりつつあります。

#### ■ 地域における多様な主体による体験の場の提供 幼年期～高年期

- 地域における多様な主体による体験の場の提供
  - ・ 海の森づくり、漁民の森づくり活動の推進
  - ・ 海の生物と環境の情報を発信、啓発イベントの拡大
  - ・ 体験希望者と受入者（生産者、生産者団体、教育関係者、地域ボランティア等）の結びつけ（マッチング）支援のための情報交換や交流の場の充実
  - ・ 市民農園、コミュニティ農園等の多様な交流型農園の整備推進

#### おさかな絵画コンクール/地引網体験ツアー

- 1 目的  
地引網体験や魚の試食などを通じて、大阪湾で捕獲される魚や漁法を知ってもらうとともに魚食の普及を図る。
- 2 場 所  
岡田浦漁港
- 3 実施主体  
大阪おさかな普及協議会
- 4 連携した機関・団体  
(社)大阪市中央卸売市場本場市場協会、大阪市水産物卸協同組合  
(財)大阪府漁業振興基金
- 5 内 容
  - ・ 大阪おさかな普及協議会が主催する、食文化の原点である「おさかな」をテーマとした絵画コンクールを、府内高校生以下、児童生徒を対象に実施する。
  - ・ おさかなを通じて、海の恵みへの感謝等を再認識できるよう、食育の一環として実施する。
  - ・ 応募者の中から、25組の家族を対象に地引網体験ツアーを実施する。（地引網体験・獲れた魚のふれあい体験、獲れた魚の試食等）

## 「いかなご」のくぎ煮教室

- 1 目 的  
旬の魚「いかなご」を使った料理教室を開催し、魚食普及に努める。
- 2 実施主体  
大阪府漁業協同組合連合会
- 3 連携した機関・団体  
公益財団法人大阪府漁業振興基金

### □ 府有施設を活用した食育体験活動の充実

## 大阪府中央卸売市場「食育塾」

生産者が大切に育てた食を、消費者に安全・安心に美味しく届ける生鮮食料品の流通拠点である中央卸売市場で、施設、人材、機能を活用し、「食のプロ」である卸・仲卸業者等が直接「見て聞いて触って食べて」学ぶ体験型の「食育塾」を開催し、市場内の探検や食の安全のお話や模擬せりのほか、参加者全員で食と環境を考えるワークショップを実施しています。



### 大阪府中央卸売市場食育推進協議会

大阪府中央卸売市場内業者等で構成されています。生産と消費をつなぐ生鮮食料品の流通拠点である当市場の施設、人材、機能を活用した体験型の「食育塾」を夏休み期間中に開催しています。

また、大阪府中央卸売市場開放デーにおいて「食育コーナー」を設置しています。

## 大阪府中央卸売市場開放デーにおける「食育コーナー」

「食育コーナー」を設置し、食のお話、模擬せり体験、市場紹介・食育塾DVD放映、骨密度測定・栄養相談、食の安全安心ツアー、食事バランスチェック等を実施するとともに、大阪産（もん）農産物の展示や、大阪産（もん）・市場紹介・食品衛生検査所・農林水産省近畿農政局大阪地域センターのパネル展示等を行っています。

## ■ 体験・交流活動を支える人材の育成 **青年期**～**高年期**

- 農業者等からの活動リーダーの育成・確保

### 南河内ぶどう塾

大阪府は、生産量全国第7位を誇るぶどう産地ですが、担い手の減少と高齢化が大きな課題となっています。

そこで、ぶどう栽培の支援者育成のため、「南河内ぶどう塾」を開催しています。参加者はぶどう栽培の基礎知識・技術を学び、塾終了後は、ぶどう栽培の支援者として活躍しています。

また、ぶどう塾のOBである「援農隊」が運営主体となり、「ぶどうフェスティバル」を開催しました。



## ■ 体験・交流に係る情報の提供 **少年期**～**高年期**

- 出張講座等の充実

### 学校調理員研修会における講師活動と生産者による出張講座

茨木市教育委員会の要請により、市内学校調理員と栄養教諭計150名を対象にした研修会で、農と緑の総合事務所職員が講師を務めました。

研修会では、①学校給食での地場農産物の意義、②大阪産（もん）の説明とPR、③豊中市内小学校での堺市産こまつな利用の事例、④味噌等の出張講座の事例、⑤茨木市における地場農産物の利用状況、⑥茨木市内の各小学校の取組、⑦茨木市の給食用に味噌等を出荷している都市農村交流施設「de愛・ほっこり見山の郷」を紹介しました。

この研修会がきっかけとなり、後日、出張講座が実現しました。「見山の郷」味噌チームのチーフが講師になり、茨木市内の4小学校において子どもたちが日本の伝統食であるみそ作りを体験しました。

## ② 大阪産農林水産物の地産地消及び大阪産品の利用促進

学校給食や家庭、飲食店等における、大阪産農林水産物の利用を促進するため、関係団体との連携により、認知度の向上に努めるとともに、生産者、市町村等関係者で情報交換等の多様な交流を実施します。

### ■ 学校給食への農産物の利用促進 **少年期**

#### 「学校給食高槻産農産物の日」 ～エコ農産物で食育推進～

高槻市では、「学校給食農産物供給部会(17 農家及び2 組織)」を組織し、エコで生産されるじゃがいも、たまねぎ、だいこん、にんじんを市内小学校の給食に供給しており、農と緑の総合事務所では、エコ農産物の生産および出荷に関して指導しています。

農業者の生産量及び配達区域の関係から、全ての小学校に対応しているわけではないため、こうした取組を市内全小学校にも周知し、食育に対する理解を深めてもらおうと、平成 18 年度から、市内の全小学校(41 校)へ、一斉に地域食材を使った給食を届ける日を設けています。(平成 23 年6月 10 日に実施され、生産農家が分担してその日に必要な食材、じゃがいも、だいこん、各々585.3k g を市内全小学校に納品しました。)

また、竹の内小学校では、給食を介した生産農家と子どもたちとの交流会を開催しました。当日は、生産農家とともに、高槻市長や教育長なども参加し、子どもたちと農産物について話をしながら、給食をいただきました。

安全・安心な地場産農産物を学校給食で利用する高槻市の取組は、食育及び地産地消の推進に有効であり、エコ農産物の活用の面からも、継続していきたい取組です。供給品目及び供給量がまだまだ少ない状況ですが、参画する農業者も増えたこともあり、安定的に供給できるよう、支援していきます。

### ■ 大阪産農林水産物の理解促進と地産地消 **少年期～高年期**

大阪産(もん)のPRと利用推進のため、11月の推進月間には大阪産(もん)に関する情報発信や各地でイベントを開催します。あわせて、地産地消を推進するため、農産物直売所の開設等について支援します。

また、大阪産(もん)ブランドのもと、大阪湾産の魚介類の一層の普及に努め、魚食普及・食文化の再生をすすめます。

- ホームページによる情報発信  
「大阪産(もん)応援プロジェクト」  
にて情報発信します。

参考：大阪産(もん)ホームページ  
<http://www.pref.osaka.jp/nosei/osakamon/>





## りんくうタコカーニバル

### 1 目 的

地場産業・産品にスポットをあてて盛り上げていき、なかでも、明石のたこに引けを取らない「泉だこ」をはじめ、大阪湾で獲れる水産物を中心に、そのおいしさを知ってもらい、魚食普及・漁業振興、ひいては地域の活性化を目指す。

### 2 場 所

タリイサザンビーチ内（泉南市）

### 3 実施主体

りんくう沿岸漁業振興連絡会

（りんくう5協：樽井漁業協同組合、北中通漁業協同組合、田尻漁業協同組合、泉佐野漁業協同組合、岡田浦漁業協同組合）

### 4 連携した機関・団体

【共催】泉南市

【後援】大阪府、南海電気鉄道株式会社、ニュースせんなん

【協賛】大阪府漁業協同組合連合会

公益財団法人大阪府漁業振興基金 他

### 5 内 容

・ 水産関係ブース

たこ焼き、天ぷら、タコ飯などの販売店等

・ イベント

砂浜宝探し、〇×クイズ、フリーマーケット



## 魚庭（なにわ）の海づくり大会

### 1 目 的

大阪湾の環境及び漁業への府民の理解を深め、美しく豊かな大阪湾を取り戻すための様々な活動への参加を呼びかけるとともに、大阪湾で漁獲された水産物を提供し、「大阪産（もん）」の美味しさを実感してもらい、地産地消を推進することを目的とする。

### 2 場 所

大阪南港 ATC 海辺のステージ

### 3 実施主体

魚庭の海づくり実行委員会（大阪府・大阪府漁業協同組合連合会）

### 4 連携した機関・団体

大阪市、岸和田市、岸和田市教育委員会、岸和田商工会議所  
水産庁瀬戸内海漁業調整事務所、全国漁業協同組合連合会  
全国漁青連、公益財団法人大阪府漁業振興基金  
社団法人全国豊かな海づくり推進協会、大阪湾環境保全協議会  
関西国際空港株式会社、大阪府美化安全協会  
公益社団法人大阪港振興協会、大阪湾再生推進会議  
アジア太平洋トレードセンター株式会社

### 5 内 容

- ・ 漁船パレード
- ・ 東北の漁業者応援イベント（募金・寄書で作る大漁旗・物産展）
- ・ 漁業体験ゾーン（お魚タッチプール、稚魚放流、漁具展示）
- ・ 大阪産（もん）広場（大阪産の農水産物を使ったメニューの販売）
- ・ ワークショップ（環境関係団体の活動展示等、環境学習体験）
- ・ 魚庭の大漁旗デザインコンクール表彰式
- ・ 泉だこ模擬せり体験・泉だこ重量あてゲーム
- ・ 府内高校生による太鼓・ダンスの演技 など



大阪産の農水産物を使った  
メニューがいっぱい！  
大阪産（もん）広場



お魚タッチプール

□ 観光農園についての情報提供

農に親しむ施設紹介として、府内の観光農園（もぎとり園）を、ホームページで紹介しています。

大阪府内にある農に親しめる施設を紹介します。是非、出かけてみて

	<b>貸し農園・レクリエーション農園</b> (府内にある511カ所の施設を紹介。)
	<b>もぎとり園</b> (府内にある60カ所の施設を紹介。)
	<b>花の文化園</b> <a href="#">『指定管理者の指定について』</a> (花をテーマとした施設。花の文化園協働事業体が運営)
	<b>おおさか府民牧場</b> (外部サイト) (牧場気分の味わえる施設。大阪府みどり公社が運営)

参考：大阪府農政室推進課ホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/nosei/nounisitasimu/index.html>

### 3 教育保育分野

#### (1)教育分野

大阪府は、学校における食育の一層の充実を図るため、以下の取組を推進します。

##### ■ 食に関する指導の全体計画の策定 **少年期**

各学校において、食に関する指導の目標を設定し、その具現化に向けて、食に関する全体計画を策定、組織的・計画的な教育活動を展開しています。小学校は、100%、中学校は、95.7%（平成23年3月調査）の策定率となっています。

今後、各学校において、食に関する指導の目標を設定し、その具現化に向けて食に関する全体計画を策定し、組織的・計画的な教育活動を展開します。

##### ■ 校内指導体制の整備 **少年期**

学校における食育は、校長のリーダーシップのもと、全ての教職員が連携・協力し、学校教育活動全体で取り組むため、校内組織の充実を図ります。

##### ■ 研修の充実 **少年期**

文部科学省の委託事業として、「栄養教諭を中核とした食育推進事業」（平成22年度委託先：大阪市）、「食育支援者派遣事業」（平成22年度食育支援者6名）を実施しています。

また、学校における食育を推進するため、教職員に対して食育に係る研修等を充実させ、食育に関する知識・理解を深めていきます。

##### ■ 情報の提供 **全ライフステージ**

各学校に対して、指導事例や食育に関する資料等の配付をはじめ、関係情報を提供していきます。

また、食育に関する情報を、ホームページ等を通じて提供することで、家庭・地域の食育に関する関心を高め、食育の推進を図ります。

##### ■ 学校・家庭・地域の連携の推進 **全ライフステージ**

学校において、広く家庭や地域との連携を図りながら、食に関する指導を行うとともに、家庭や地域においても、食育に対する理解が進み、取組が行われるよう、学校から情報提供や啓発活動を行っていくことが重要です。そのため、各学校において、給食だより、食育だより等の発行、給食試食会の開催、学校給食に関するホームページの公開など、家庭への啓発に努めています。あわせて、地域においても、食に関する講演会の開催や、地域の方を招いての「交流給食」に努めています。

また、学校だけでなく、家庭・地域・関係機関と連携し、食事や睡眠のあり方など、子どもにとって望ましい基本的な生活習慣を育成する教育活動を推進します。

さらに、食料の生産・流通・消費に対する子どもの関心と理解を深めるため、地域の行政関係者、生産者団体等と連携し、子どもへの農林漁業の体験学習を推進します。

## □ 3つの朝運動

大阪府教育委員会では、社会全体で子どもたちをはぐくむ教育コミュニティづくりを推進しています。学校が家庭・地域と連携して、朝の生活習慣づくりを通して、学習活動への意欲や姿勢をはぐくむ「3つの朝運動」を進めています。



### 1 朝ごはん 2 朝のあいさつ 3 朝の読書

で子どもたちの生活リズムを確立し、心身ともにバランスの良い健康な子どもに育てることを目指しています。

## ■ 学校給食の普及・充実 **少年期**

子どもの望ましい食習慣の形成や、食に関する理解の促進のため、学校給食の一層の普及・充実を図るとともに、各教科等においても、学校給食が「生きた教材」として、さらに活用されるよう取り組みます。

## □ 中学校給食導入促進事業

学力や体力をはじめ、中学生の成長の源となる「食」を充実させ、大阪の教育力の向上につなげるため、市町村（政令市除く）に対し、平成23年度から平成27年度までの5年間で、総額246億円の財政支援を行い、中学校給食の導入を促進していきます。

## ■ 「おおさか食育ハンドブック」の活用 **少年期**

学識経験者、栄養教諭を交えた「おおさか食育ハンドブック作成委員会」を立ち上げ、大阪府の食育を推進するため、本ハンドブックを監修し、全市町村の小学校及び府立支援学校に配付しました。このハンドブックは、全体計画や年間指導計画作成のポイント、教科等における食に関する指導の実践事例、食育関係法令の概要等を紹介しています。

また、大阪府教育委員会事務局教育振興室保健体育課のホームページ (<http://www.pref.osaka.jp/hokentaiku/kyuusyoku/handobook.html>) に掲載し、活用できるようにしています。

## ■ 栄養教諭の活用 **少年期**

「栄養教諭実践モデル事業」（平成18年1月～平成20年3月）の実施により、平成17年度に、小学校9校に9名、平成19年度に、府内の20校（小学校17校、中学校1校、支援学校2校）に20名の栄養教諭を配置しました。

平成20年度以降、学校における食育の推進のため、平成23年度を目途に計画的に小・中学校、支援学校へ、栄養教諭を配置しています。現在、386名の栄養教諭を配置（政令市含む）（平成22年5月調査）しています。

今後は、すべての児童・生徒に対する食に関する指導が適切に行われるよう、栄養教諭が中核的な役割を担い、全教職員とともに学校における食育を推進します。

## ■ 学校給食における地場産物の活用 少年期

「おおさか食育ハンドブック(平成 22 年 3 月)」において、地場産物を使った大阪の郷土料理のレシピや、財団法人学校給食会にて購入できる地場産物を使った学校給食用物資を紹介しています。あわせて、研修会等で地場産物の学校給食での活用を働きかけています。

今後も引き続き、学校給食を「生きた教材」とした食に関する指導を充実させるため、学校給食での地場産物の活用を促進します。

### 市町村での取組

#### 河南町

河南町では、平成 16 年 4 月より道の駅『かなん』が登録業者となり、学校給食で町内産農産物を積極的に使用するようになりました。町内産農産物の使用割合(重量ベース)は、平成 17 年度が 18.6%でした。その後、生産者と給食センターの交流の中から、その割合が徐々に増え、平成 22 年度には、34.5%になっています。

また、使用する農産物すべてを町内産で賄う『お野菜まるごと河南町の日』を平成 20 年度から実施し、平成 22 年度には、年 5 回実施しました。当日は町内の小学校 5 年生を対象として、生産者がゲストティーチャーとなり、実際に町内の畑で採れた農産物を児童に見せながら、河南町の農業の話などを行っています。

#### 町内で採れた『なにわの伝統野菜』



町内産の農産物と味噌を使った給食

## 枚方市

学校給食会、生産者、市民団体、農協、農政課、栄養教諭・栄養士、調理員等の話し合いのもと、枚方市内で生産される生鮮野菜を学校給食で活用しています。

それぞれの学校では、生産している農家の人の声や畑の様子、生産過程の状況を給食だよりや給食の配膳室に掲示する一口メモ、写真、パネル等で子どもたちや保護者に伝えています。

地元農産物を活用することにより、農家の方々への感謝の気持ちを育てています。

### たまねぎの収穫体験



えんどう豆の皮むきの様子

## 寝屋川市

寝屋川市は、市内統一献立ですが、給食物資は、市でまとめて発注する一括購入と、生鮮食料品の肉・野菜・豆腐等は学校で発注する単独購入の二本立てで実施しています。そのため、それぞれの学校で、地元でとれる野菜を購入し、給食に活用しています。あわせて、地域にある農園等で、子どもたちと地域の方と協力して育てた野菜も給食の食材に使用しています。これらの取組は、子どもたちの食への関心や、感謝の気持ちの醸成につながっていると考えています。



### えんどう豆のさやむき体験

むいた豆は給食に使います。

## 岬町

岬町では、町内でとれた筍・椎茸・昆布等を給食に取り入れています。特に筍は、地元の財産区の協力のもと、毎年、筍山へ町教育委員会職員が掘りに行ったものや、児童が遠足で掘ったものの一部を学校給食で使用しています。生の筍は、普段使用している水煮に比べ柔らかく、子どもたちにも大変好評です。

学校給食の食材として活用することによって、児童・生徒に地産地消を身近なものとして体験させ、食育の推進を図っています。

今後も、地元の食材を子どもたちに提供していきたいと思っています。

### 筍ほり



### 筍を使った給食

筍の煮物  
きゅうちゃん漬け  
(きゅうりの酢の物)  
ご飯 牛乳

## (2) 保育分野

子どもの心身の健全育成を図るため、望ましい食習慣の定着は不可欠であり、保育所においては、食育計画等を作成し、保育所に入所する子どもに対する保育はもとより、その保護者に対する指導など、食育に関する積極的な取組が求められています。このため、今後とも、市町村等関係機関と連携し、保育所に対する食事プロセスの普及啓発や、食事提供関係者を対象とする研修会の開催等を通じて、食育に関する情報提供等を行うことにより、保育所における食育の取組を支援します。

### ■ 保育所に対する食事プロセスの普及啓発 **幼年期**

保育所保育指針を踏まえ、平成 23 年 3 月に市町村と連携して作成した「わくわく！！すくすく！！保育所の食事プロセス PDCA」について、市町村に対する情報提供を行う等により、保育所における食育の推進が図られるよう、普及啓発を行います。



### ■ 児童福祉施設関係者研修会の実施 **幼年期**

保育所をはじめとする児童福祉施設に勤務する栄養士、調理員、保育士等を対象とした児童福祉施設関係者研修会を実施し、食事提供担当者の資質向上、食育の推進等、食を通じた児童の健全育成に関する取組の推進に努めます。



### ■ 保育所での食育の推進 **幼年期**

保育所保育指針に基づき、保育所において、食事の提供を含む食育の計画等を作成し、関係職員が連携した食事提供、衛生管理、食育の推進がなされるよう働きかけるとともに、保護者に対する食生活に関する相談・援助や給食試食会の開催等により、食への理解が深まる取組がなされるよう働きかけます。

また、市町村関係機関と連携し、「郷土食・伝統食」をテーマに作成した献立集を配付する等により、各保育所で、地域に根ざした食文化の伝承等をはじめ、「食」に対する興味や感謝の心を育てる取組を行います。

保育所での食育の取組については、「おおさか食育通信」ホームページに掲載しています。

<http://www.osaka-shokuiku.jp/kenkoeiyo/kyouzai1.html>

# 3

## ライフステージ別食育推進事業

重点的な対象      対象とする年代

		事業内容	幼年期 0-5歳	少年期 5-15歳	青年期 15-25歳	壮年期 25-45歳	中年期 45-65歳	高年期 65歳-
健康分野	1	■ 小学校、保育所等への教材開発提供、健康栄養情報提供、講師派遣等						
	2	■ 家庭・地域での「野菜バリバリ朝食モリモリ」等の推進						
	3	■ 外食や流通産業と協働した「野菜バリバリ朝食モリモリ」の推進						
	4	■ 産地と連携した健康面からの支援						
	5	■ 食育推進プログラム「おおさか食育通信」による食育情報の提供						
	6	■ 大阪府食育推進強化月間の設定と食育推進イベントの開催						
	7	■ 産学官民の協働・連携による積極的な食育の推進						
		□ 野菜バリバリ朝食モリモリ元気っ子推進キャンペーン						
		□ コンビニ弁当等の開発・販売						
		□ 大阪府食育推進イメージソング「野菜バリバリ元気っ子」の啓発						
		□ 野菜バリバリ朝食モリモリポスターコンクールの実施						
		□ ヤングリーダーの育成・支援						
	8	■ 健康おおさか 21・食育推進企業団による推進						
	9	■ 飲食店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等に対する健康づくり協力店「うちのお店も健康づくり応援団の店」の推進						
10	■ 飲食店検索サイトと協働した「ヘルシー外食」推進情報の提供							
11	■ 特定給食施設等（事業所、保育所等）における推進							
12	■ 歯と口の健康づくりと連携した推進							
13	■ 高校・大学生等の生活習慣病予防対策の取組							
14	■ 大学生等を対象にした栄養表示の啓発の取組							

		事業内容	幼年期 0-5歳	少年期 5-15歳	青年期 15-25歳	壮年期 25-45歳	中年期 45-65歳	高年期 65歳-
健康分野	15	■ 食品の安全性に関する基礎的な知識の普及						
	16	■ 食肉の加熱調理によるリスク軽減の啓発						
	17	■ 食中毒の防ぎ方啓発						
	18	■ 正しい手洗いの普及啓発						
生産分野	1	● 大阪産農林水産物の理解促進と地産地消						
	2	● 地産地消・農体験を含む生産者と消費者の交流						
	3	● 都市漁村交流促進事業の実施						
	4	● 魚庭の海づくり大会の開催						
教育保育分野	1	▲ 学校内の指導体制の整備						
	2	▲ 学校における食育を推進するための研修会等の実施						
	3	▲ 栄養教諭を中核とした学校における食育の推進						
	4	▲ 学校・家庭・地域と連携した食育の推進						
	5	▲ 食に関する情報の提供						
	6	▲ 中学校給食導入促進事業						
	7	▲ 保育所に対する食事プロセスの普及啓発						
	8	▲ 児童福祉施設関係者研修会の実施						
	9	▲ 保育所での食育の推進						

## 1

## 計画の進行管理

本計画を効果的・効率的に推進するため、庁内関係部局および関係者・団体等との連携・協力を一層緊密なものにして、目標の達成状況などの進捗状況を把握していきます。

## 2

## 計画の評価

本計画は目標値の達成状況でその評価を行うことから、平成28年度までの計画期間中に毎年度進捗状況を確認します。結果は府広報を通じて公表するとともに大阪府食育推進ネットワーク会議へ報告し、各団体の取組に反映していきます。

また、計画最終年度の評価結果について、広く府民に情報提供します。

## 3

## 計画の見直し

近年の社会情勢は、情報化の進展やライフスタイルの変化など、様々な要因によって大きく変化することが考えられ、食育をめぐる諸情勢が大きく変化することも予想されます。本計画については、計画期間終了前であっても必要が生じた場合には、計画の変更や見直しを行うこととします。

## 用語解説

### ○ メタボリックシンドローム ○ (P7)

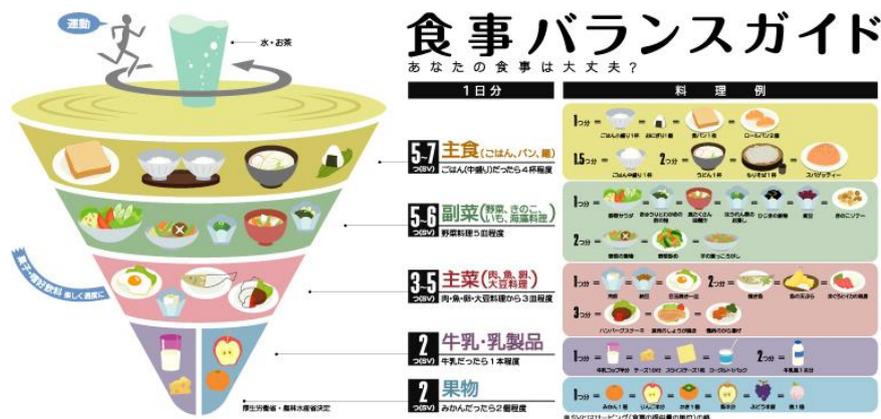
内臓脂肪の蓄積が進むことにより、糖や脂質の代謝異常が起こり、「高血圧」「高脂血症」「糖尿病」などが重なって起こることが多く、そうした状態をメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）といいます。

### ○ 完全給食 ○ (P25)

給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食をいいます。

### ○ 食事バランスガイド ○ (P29)

一日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかが一目でわかる食事の目安です。主食、副菜、主菜、牛乳、乳製品、果物の5グループの食品を組み合わせることでバランスよくとれるよう、コマにたとえてそれぞれの適量をイラストで示しています。



### ○ 「うちのお店も健康づくり応援団の店」 ○ (P29)

大阪ヘルシー外食推進協議会（以下、協議会）では、府民の健康づくりに役立つよう、飲食店や総菜店に対して、メニューの栄養成分表示やヘルシーメニューの提供、ヘルシーオーダーやたばこ対策などを進めています。この取組に協力する店が「うちのお店も健康づくり応援団の店」です。

#### 【「うちのお店も健康づくり応援団の店」協力店を推進するための取組】

- ・ 外食アドバイザーによる訪問栄養指導・栄養価算定等や栄養相談窓口の設置による相談指導
- ・ 「うちのお店も健康づくり応援団」協力店の調理関係者セミナーの開催
- ・ 府民が選ぶヘルシーメニュー人気コンテストの実施
- ・ ヘルシー外食フォーラムの開催

○ リスクコミュニケーション ○ (P35)

地域コミュニティを構成する関係者（市民・行政・企業など）がコミュニケーション（対話）を通じて、リスクに関する情報を信頼関係の中で共有し、リスクを低減していく試みのことです。

リスクとは、私たちの健康や暮らしに影響を与えることから（地震や風水害などの自然災害、交通事故や産業事故などの人為的な災害、様々な疾病など）の危険性（危害の程度×発生確率）のことを言います。

○ 大阪産（もん） ○ (P35)

大阪府で栽培される農産物、畜産物、林産物、大阪湾で採取され大阪府内の港に水揚げされる魚介類、大阪の特産と認められる加工食品です。



大阪産（もん）対象産品区分一覧表

	対象とする産物	具体例
1 次 産 品	大阪府域で栽培される農産物	なにわ特産品（府の選定） なにわの伝統野菜（府認証） 大阪エコ農産物（府認証） その他の農産物
		大阪府域で生産される畜産物
	大阪湾で採取され大阪府内の港に水揚げされる魚介類	泉だこ その他の水産物
		大阪府域の内水面で生産・採取される魚介類
	大阪府域で生産される林産物	おおさか河内材 池田炭 その他の林産物（木工品含む）
2 次 産 品	大阪府Eマーク食品	大阪府Eマーク食品（府認証）
	大阪の特産と認められる加工食品（大阪産(もん)名品）	大阪府域内に主たる事業所を有する事業者が、大阪府内に所在する製造所等で生産または製造した加工食品であって、かつ、その加工食品に、大阪における伝統、物語性、地域性等の個性及び特長があり、大阪産(もん)名品と認められるにふさわしいとして知事が認めたもの

## ○ 大阪ヘルシー外食推進協議会 ○ (P45)

大阪府民の健康づくりを食生活面から支援するため、外食に関する団体と企業、行政などが一体となり、外食における栄養成分表示をはじめ、ヘルシー外食を推進するなど食環境の整備を図ることを目的としている団体です。



## ○ 健康おおさか21・食育推進企業団 ○ (P45)

### 【設 立】

食育基本法（平成17年法律第63号）の施行を受けて、より一層府民に対する食育を推進し支援するために、食品関連事業者16社が自主的に集まって平成18年1月25日に健康おおさか21・食育推進企業団を設立し、以下の取組を行っています。（平成23年度18社）

- ・ 「健康おおさか21」の名称及びロゴマークをスーパーマーケット食品売場やチラシ、ダイレクトメール、カタログ、ホームページ等に活用・掲載
- ・ 企業が提供する食品や食材等を活用した調理実演や試食、ヘルシーレシピの提案、栄養・食生活情報の提供
- ・ 食育推進キャンペーンやポスターコンクール、メニューコンテストなどの食育推進事業への参画

### 【行動宣言】

誰もが健康で心豊かに生きていきたいと願っています。現在「食」に対する安全・安心と健康への関心が高まるなか、食育を推進し、健康づくりを支援していくことを、我われ「健康おおさか21・食育推進企業団」はここに宣言します。

大阪府では平成13年度より、健康おおさか21推進府民会議で、「健康おおさか21」計画に基づき、その取組みを進めてきました。また平成17年7月には食育基本法が施行され、「食」をめぐる様々な問題を社会全体で国民運動として総合的・計画的に推進するための基本的施策が示されました。

このような状況から、国・地方公共団体・教育関係者・農林漁業関係者などと、我われ食品関連事業者が協働して、府民が健康的な食習慣を身に付けることができる環境を整えとともに、多様化する食環境にに応じて、様々な府民の健康増進に向けてアプローチを行うことが大切です。

「健康おおさか21・食育推進企業団」は、この食育基本法の施行を受け、より一層府民に対する食育を推進・支援する食環境づくりを、食品関連事業者・地域団体・行政等と協働して行っていきます。

本企業団に参画する団体は相互の交流をはかり、新たな食育推進のためのネットワークを形成していきます。その上で府民への健康で安心安全な食環境の整備やサービスの提供に努力するとともに、健康的な食生活に対する人々の願いを共有し、その生活の資質（QOL）の向上のために、協力して取り組んでいきます。

平成 18 年 1 月 25 日

## ○ エコ農産物 ○ (P58)

大阪エコ農産物認証制度は、安心できる農産物を求める府民の声に応え、環境にやさしい農業に取り組む農業者を支援するため、平成13年12月に発足しました。

この制度は、農薬の使用回数、化学肥料（チッソ・リン酸）の使用量が府内の標準的な使用回数・量の半分以下になるよう府が基準を設定し、基準以下で栽培される農産物を大阪エコ農産物として府が認証するものです。認証された農産物は認証マークを表示して販売されます。

平成23年9月現在、府内39市町村において、3,543件(生産者1,059名、面積約487ha)が認証されています。

